

# 名古屋市税制研究会報告書

－ 法定外税及び税源涵養策について －

令和 8 年 3 月

名古屋市税制研究会

名古屋市税制研究会委員

- |    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 座長 | 前田高志  | 大阪学院大学経済学部教授  |
|    |       | 関西学院大学名誉教授    |
| 委員 | 赤木博文  | 名城大学都市情報学部教授  |
|    | 伊川正樹  | 名城大学法学部教授     |
|    | 松田有加  | 滋賀大学経済学部教授    |
|    | 湯之上英雄 | 名古屋市立大学経済学部教授 |

## 目 次

はじめに .....	1
第 1 法定外税 .....	2
第 2 宿泊税 .....	5
第 3 税源涵養 .....	27
第 4 民間投資が税源涵養に及ぼす効果の分析 .....	33
第 5 民間投資促進に寄与する税制上の方策の検討 .....	39
おわりに .....	54
参考資料 .....	55

## はじめに

名古屋市税制研究会は、平成 18 年 6 月に名古屋市財政局に設置された研究会である。

平成 18 年度から平成 22 年度までの第 1 期には、「現行の課税制度の総点検」、「大都市税制のあり方・法定外税の検討等」、「税源涵養策の検討」をテーマとして平成 19 年 8 月及び平成 23 年 3 月に報告書を取りまとめ、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 2 期には、「大都市における地方税制のあり方」をテーマとして平成 27 年 3 月に報告書を取りまとめた。また、平成 28 年度から平成 29 年度まで開催した第 3 期では、「大都市における基幹税目のあり方について」をテーマとして平成 30 年 3 月に報告書を取りまとめたところである。

現在、地方の自治体は、出生率の低下による人口減少に加え、若年層を中心とした東京圏への人口流出という課題を抱えている。本市においても、今後、本格的な人口減少局面を迎えるとともに、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり活力ある社会を維持することが重要な課題となっている。

近年の地方税制をめぐっては、域内の振興や地域特有の課題の解決への対応として、課税自主権をはじめとした税制の活用を検討する動きが活発化しており、自治体が独自に自らの税制を設計・活用すること及び税収拡充のための税源涵養を図ることは、今後、本市が持続可能な財政運営を推進するためにもますます重要になると考えられる。

そこで、第 4 期となる今回は、令和 6 年 11 月から令和 8 年 3 月までの間、財政局長から委嘱された 5 名の委員のもとで、「法定外税及び税源涵養策の活用」をテーマとし、宿泊税と民間投資の促進に資する税制を取り上げ、税制を活用する際の視点についての意見交換等を行った。

この報告書は第 4 期における意見交換等の結果についてとりまとめた内容を報告するものである。

## 第 1 法定外税

### 1 法定外税の概要（第 1 期報告書から引用）

法定外税とは、地方税法で定められた税目（法定税）以外に、自治体が条例に基づいて独自に課税する税であり、その税収の用途を特定しない法定外普通税と、条例で用途を特定する法定外目的税の 2 種類に区分される。

自治体が法定外税を創設するためには、地方税法上、総務大臣と協議し、その同意を得ることが必要とされており、また、総務大臣は、以下の 3 つの要件（消極要件）に該当する場合を除き、同意しなければならないものとされている。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 国の経済施策に照らして適当でないこと

### 2 法定外税を活用する際の基本的な考え方（第 1 期報告書から引用）

地方税とは、自治体が行政サービスを安定的に提供するための財源を調達する手段であるから、課税自主権の活用という視点に立って法定外税（略）の検討を進める際には、既存の税で賄うべき行政サービスの範囲と、追加的な負担を求めたうえで行うべき行政サービスの内容について、市の財政状況等も考慮しつつ、あらかじめ十分に整理・検討しておく必要があり、また、その検討結果を市民に分かりやすく説明していく中で、負担面も含めて、市として提供すべきサービスの水準に係る市民合意を広く形成していく必要がある。

なお、法定外税、とりわけ法定外目的税については、財源調達の手段としてだけではなく、一定の行為を規制・誘導するなど、特定の政策目的を達成するための手段として活用することもできるが、その場合には、税制だけで政策を実現しようとするのではなく、様々な施策や取組みを組み合わせる中で、税制をどのように活用すれば最も適切な組合せとなるのか、幅広く検討しなければならない。

ただし、法定外税を創設することは、市民に対して新たな負担を求めることになるため、その検討にあたっては、適宜、市民に情報を提供し、十分にその意見を把握・集約しながら、慎重に議論を進めていく必要がある。

### 3 法定外税の状況

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来、法定外税の導入は全国で拡大しており、近年では、特に宿泊税の導入・検討が活発になっている<sup>1</sup>。

### 4 研究対象とする法定外税

第1期税制研究会における報告のとおり、課税自主権の活用については、市税収入の確保そのものが目的でなく、市税収入を財源として展開される各種施策の必要性や有効性が重要であるとの観点については、現段階においても変更はない。

一方で、近年、法定外税である宿泊税の導入に関する機運が全国で高まっており、本市においても令和6年度予算委員会において検討の必要性が指摘された。

このことを踏まえて、事業部局から要請があった場合に速やかに対応できるよう、宿泊税に関する研究を進める。

---

<sup>1</sup> 詳しくは参考資料を参照。

- ・「1 課税自主権の概要」
- ・「2 課税自主権の拡充」
- ・「3 法定外税の概要」
- ・「4 法定外税の状況」
- ・「5 近年新設された法定外税」
- ・「6 政令指定都市における宿泊税の検討状況」

## 5 先行自治体における宿泊税の性格<sup>2</sup>

### (1) 各自治体で共通する事項

- ア 法定外目的税として創設
- イ 観光施策の財源  
※オーバーツーリズム対策を含む。
- ウ 宿泊者を納税義務者として宿泊行為に課税
- エ 宿泊事業者を特別徴収義務者として徴収
- オ 特別徴収義務者への補助金の設定

### (2) 各団体で異なる事項

- ア 民泊の取扱い
- イ 税率の設定（一律定額制、段階的定額制、定率制）
- ウ 免税点（課税免除）の設定

## 6 検討の具体的な視点

第1期報告書においては、「法定外税を検討する際の具体的な視点」として、以下のとおり取りまとめた。宿泊税の検討においては、これらの視点や先行自治体における宿泊税の性格を基に検討する。

- ① 財政需要の有無
- ② 税制活用の有効性・妥当性
- ③ 公平・中立・簡素な仕組み
- ④ 時限措置の活用
- ⑤ 市民（納税者）への説明責任
- ⑥ 先行事例の調査分析
- ⑦ 特定納税義務者の意見聴取制度の活用

---

<sup>2</sup> 詳しくは参考資料を参照。

- ・「7 宿泊税の導入状況」
- ・「8 他自治体における宿泊税収の推移」
- ・「9 宿泊税の主な用途」

## 第 2 宿泊税

### 1 財政需要の有無

#### (1) 税制研究会第1期における議論

課税自主権を活用し、市民に追加的な負担を求めるためには、当該自治体として早期に実現すべき施策や、標準的な水準を超えた施策に係る財政需要が存在しなければならない。

#### (2) 宿泊税導入の政策目的

本市における宿泊税導入の政策目的は、先行自治体と同様に観光施策の財源を確保することであると想定される。具体的な観光施策の内容としては、

##### ① 観光客を増やし地域経済を活性化するための施策

都市の魅力向上、観光の振興、受入環境の充実

##### ② 観光客がもたらす一般的な行政需要への対応

市の提供する公共施設・サービスを観光客が利用すること、及びそれに伴う混雑への対応

が考えられ、観光施策によって観光客と住民の双方にとって都市としての魅力を維持し、向上させる施策であるべきである。

一方で、宿泊税の課税には観光客数の抑制効果が付随するため、その影響に留意する必要がある。

なお、オーバーツーリズムが社会問題となるなど、観光客数の抑制を要する状況に至った場合は、この効果の活用も考えられる。

### (3) 財政需要の考え方<sup>3</sup>

観光施策として必要とされる財政需要の規模は、事業部局の策定する方針や事業計画によって増減する。したがって、当該方針や事業計画の実行に必要な財源の規模が、「早期に実現すべき施策や、標準的な水準を超えた施策に係る財政需要が存在する」ものと判断される場合は宿泊税を導入することが適切であると考えられる。

具体的な宿泊税の用途について、先行自治体の検討においては、既存事業へ単純に充当するのではなく、新たな財政需要に対応した事業、既存の施策・事業の拡充、優先度の高い事業に充当すべきことを指摘している。

なお、必要とされる財源の規模に応じて、税率等の制度設計も検討する必要があるが、税負担の多寡に応じて観光客数の抑制効果も増減することが想定される。このことを踏まえて、観光客数の抑制効果が許容できる程度のものとなる税率等の設定を、先行自治体の事例を参考に検討することが考えられる。

---

<sup>3</sup> 名古屋市及び他自治体の観光に係る市内の状況については、参考資料を参照。

- ・「10 入込観光客数（実人数）の推移」（名古屋市・他自治体）
- ・「11 ホテル・旅館の客室数及び年間定員稼働率」（名古屋市）
- ・「12 国際会議の開催状況」（名古屋市・他自治体）
- ・「13 観光消費額の推移」（名古屋市・他自治体）
- ・「14 中部国際空港における航空機発着回数の推移」
- ・「15 中部国際空港における航空旅客数の推移」

## 2 税制活用の有効性・妥当性

### (1) 税制研究会第1期における議論

政策目的を達成する手段として税制を活用しようとする場合には、市民に対して新たな負担を求めることになるため、税制のみで目的を達成しようとするのではなく、規制や補助など、税制以外の他の選択肢も念頭に置き、税制を含めた様々な施策をどのように組み合わせれば最も効果的で適切なものか、幅広い観点から検討する必要がある。

### (2) 論点

観光施策の財源確保が政策目的であることを前提とすると、他の財源調達手段との比較が必要となるが、宿泊税の性格や先行自治体の事例を参考に、「なぜ宿泊税なのか」を明確にする必要がある。

### (3) 宿泊税の性格

#### ア 応益性（受益者負担）

宿泊税は宿泊行為に対して課税を行う税であり、観光客が便益を享受している観光施策の費用を広く観光客から徴収しようという応益税としての性格を有している。

#### イ 応能性

宿泊税は応益課税であるが、段階的定額制や定率制を採用している自治体があることにも現れているように、応能性も有している。

同じ消費課税である消費税との比較では、消費税は日常のあらゆる消費行為が対象となり一般的に所得に対して逆進性があるものとされるのに対して、宿泊料金に応じて担税力（消費能力）の差を見いだす宿泊税の課税には一定の合理性があるものと考えられる。

#### ウ 原因者負担

地域の環境維持・改善（オーバーツーリズム対策）の観点から、観光客に負担を求める原因者負担の性格を有している。

#### エ 法定外目的税

先行自治体においては、法定外目的税として課税されており、使途が特定されている。

〈課税自主権の活用目的と手段の対応（第1期報告書引用）〉

主な手段	主な機能	主な目的
超過課税	財政上その他の必要がある場合の財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期に実現すべき施策に要する財源確保</li> <li>○ 大都市特有の財政需要を賄うための財政措置</li> </ul>
法定外普通税	一般的な財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準的な水準を超える重点施策のための財源確保（税収を充当する施策の便益（効果）の及ぶ範囲が広範に及ぶ場合）</li> </ul>
法定外目的税	特定の施策を推進するための財源調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の重点施策のための財源確保（税収を充当する施策の便益（効果）の及ぶ範囲が限定的な場合）</li> </ul>
	住民の福祉を阻害する原因者に対する応分の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の福祉を阻害する原因者が特定されている場合における当該阻害要因の抑制、防止その他有効な対策のための財源確保（税収を確保しつつ、阻害要因を抑制）</li> </ul>
	住民の福祉を阻害する要因の発生の抑制及び防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制・誘導など特定の政策目的を実現するための課税（目的達成により税収減少）</li> </ul>

(4) 地方税以外の財源調達手段との比較

地方税以外の財源調達手段としては、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金が考えられる。

分担金、負担金、使用料、手数料については、受益者を特定し、その受益者に対して受益の範囲で負担を求める必要があるが、観光施策においては観光客一人ひとりの受益と負担を明確に関連付けることが容易ではないことから、観光財源の調達手段として馴染まない。

また、寄附金については安定的な財源とは言えない。

以上のことから、財源調達手段としては地方税が適切であると考えられる。

〈地方税以外の財源調達手段〉

手段	内容	受益と負担	安定性 継続性
分担金 負担金	特定の事業に関して必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者からその受益の限度において徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者を特定する必要がある</li> <li>・ 各受益者の受益の範囲で負担を求める必要がある</li> </ul>	△ 特定の事業に係るものであるため継続的な確保が困難
使用料	行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収		○ 安定的・継続的な確保が可能
手数料	自治体の事務で特定の者のためにするものにつき徴収		
寄附金	金銭、物品その他経済的利益を無償で供与するもの	受益と負担に必ずしも関係がなくてもよい	× 寄附者の意向に左右され安定性に課題がある

(5) 宿泊税以外の地方税による財源調達手段との比較

地方税における財源調達手段としては、宿泊税、入湯税、既存税目の超過課税が選択肢として考えられる。観光施策の財源確保が政策目的であることを前提とし、①財政需要の必要性の観点、②市民の理解の観点、③財源規模の観点により比較する。

〈観光施策の財源として活用する地方税の比較〉

区分	財政需要の 必要性の観点	市民の理解の 観点	財源規模の 観点
	標準的な水準 を超えた施策 に係る財政需 要が必要か	受益者負担・原因者負担 の視点から市民の理解が 得やすいか	財政需要に対し て十分な財源規 模となり得るか
宿泊税	必要	◎ 宿泊者は観光施策及び一 般行政サービスの受益者で あるとともに、オーバーツーリ ズムの要因となり得ることか ら、負担を求めやすい	○ 約 27 億円 注 1
入湯税	不要	△ 観光施策にのみ充当される ものではなく、宿泊税と比較 して観光施策との関連性が 相対的に低い 注 2	× 約 2 億 3 千万円 注 3
超過課税	必要	× 超過課税が可能な税目と 観光施策との親和性が低 い 注 4	— 税目・税率等によ る

注 1 税率 200 円、令和 6 年度の延べ宿泊者数 13,738,885 名（「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」より）、免税点なしとして試算。

2 地方税法において鉱泉浴場が所在する市町村で課するものとされている法定目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興及び観光施設の整備に要する費用に充てることとされている。

3 税率 150 円、1,000 円以下を課税免除として試算。

4 市民税、固定資産税、軽自動車税で超過課税が可能。

## (6) 税源涵養による税収確保策との比較

例えば、観光施策による地域の魅力向上や経済の活性化、ひいては商業地を中心とした地価やマンション価格の上昇を図ることで、市町村において高い構成比を占める固定資産税の税収を確保するなど、税源涵養により中長期的に税収確保を図る手法も考えられる。

固定資産税の税源涵養の観点における特徴としては、固定資産評価額が3年に1度しか改定されず地価の上昇に応じた税収の増加に時間がかかることや、税源涵養策を講じた効果が速やかに反映されるとは限らないことが挙げられる。

このことから、早期に実現すべき施策に要する財源確保が必要な状況であれば、税源涵養による効果を待つのではなく、宿泊税を導入することも、選択肢として考えられる。

## (7) 宿泊税を観光施策の財源として導入することの有効性

### ア 受益者負担の観点

観光施策を含む行政サービスは市民の納める市税により支えられているが、観光客もその一部を享受しているにもかかわらず税負担を負っていない。このことから、宿泊客に対して応益課税として宿泊税を導入することに一定の合理性はあると考えられる。

一方で、多寡が異なるとはいえ日帰り客についても行政サービスの一部を享受していることを考慮すると、導入の際は、観光客のうち宿泊客に対してのみ税負担を求めることについて、公平性の面で課題があることも念頭に置く必要がある。

### イ 使途の観点

宿泊税は分担金等ほど明確な受益と負担の対応関係が求められないものの、法定外目的税として受益者負担・原因者負担の考え方と親和性があるため、課税に対する市民の理解が得やすく、使途も幅広く捉えることができる。

なお、先行自治体における施行後の検討状況としては、インバウンド(海外からの旅行者)の増加に伴う財政需要の拡大への対応として、宿泊税による財源確保が指摘されているほか、混雑等のオーバーツーリズム対策など、市民生活向上の実感が得られる事業への活用が指摘されている<sup>4</sup>。このことを踏まえると、宿泊税の使途は、観光客と市民の双方にとってメリットがあると考えられるような内容、配分とする必要がある。

---

<sup>4</sup> 他自治体の検討状況については、参考資料「16 他自治体における施行後の検討状況」を参照。

## (8) 市民税減税と宿泊税の関連性

### ア 市民税減税と宿泊税が併存することに対する考え方

本市においては、市民生活の支援と地域経済の活性化を目的として市民税減税を実施し、市民の負担を軽減しているところだが、市民税減税を実施している状況で観光施策に係る財源確保の必要性が生じた際に、誰に対して税負担を求めるべきかが論点となる。この点を宿泊税について考慮すると、主に市外在住者で構成される宿泊者は、行政サービスの一部を享受しているにもかかわらず税負担を負っていないことから、受益者負担・原因者負担の観点から宿泊税の負担を求めることは、一定の合理性はあるものと考えられる。

ただし、市民の税負担を軽減しているにもかかわらず宿泊者に対して税負担を求めることは、宿泊者に対して過剰に負担を求めているととらえられる可能性があるため、税収確保を一義的な目的とするのではなく、受益者負担・原因者負担の観点から宿泊税の負担を求めるという趣旨を、市民と宿泊者の双方に丁寧な説明する必要がある。

### イ 観光施策の財源とすることに対する考え方

宿泊税の導入より前に、市民税減税の見直しにより財源を確保すべきだという意見が寄せられることが考えられるが、市民税減税の見直しは観光施策の財源確保としてではなく、名古屋市市民税減税条例に規定された目的を踏まえて判断すべきものと考えられる。

また、見直しを実施した場合においても、個人市民税は一般財源であることから、そのときの政策判断によって用途が異なるため、一定額を観光施策の財源として確保するには、宿泊税の方が相対的に適していると考えられる。

〈参考：名古屋市市民税減税条例 第1条〉

この条例は、現下の経済状況に対応し、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図るとともに、将来の地域経済の発展に資するよう、市民税の減税を実施するため、名古屋市市税条例の特例を定めることを目的とする。

### 3 公平・中立・簡素な仕組み

#### (1) 税制研究会第1期における議論

税制は「公平・中立・簡素」なものでなければならない。したがって、特に法定外税について具体的な仕組みを検討する際には、これらの観点から妥当性が認められるのか、十分に検証しなければならない。

また、課税・徴収に要するコストや納税者の事務負担の程度について留意する必要があるほか、必要に応じて不均一課税や低所得者への軽減措置等を検討するなど、納税者の担税力にも配慮する必要がある。

こうした第1期における議論を踏まえて、課税客体、納税義務者、徴収方法、特別徴収義務者、課税標準・税率、免税点、徴収コストといった制度設計について、当研究会は以下のように考える。

#### (2) 課税客体

税の賦課徴収に当たっては、前提として課税客体の把握が容易であり、担税力に見合った課税ができることが望ましい。

観光施策の財源確保が政策目的であることを考慮すると、その財源としては受益者負担・原因者負担の観点から、観光客の消費に対する課税が考えられるが、先行自治体においては、

- ・ 宿泊客と日帰り客の平均消費額を比較すると宿泊客の方が高い傾向にあり担税力があると考えられること
- ・ 宿泊単価に応じて消費能力(担税力)の見極めが可能であること

などの理由により、宿泊行為を課税客体とする宿泊税が導入されている。

### (3) 納税義務者

宿泊行為が課税客体であるため、納税義務者は宿泊者となる。

先行自治体においては、外国人旅行者や域外居住者のみを課税対象とすることを検討した事例もあるが、同じ宿泊者であるにもかかわらず取扱いに差が生じるという公平性の観点や、宿泊者の居住地の捕捉が困難であるという徴収実務上の観点から、現段階においては採用した自治体はない。特に前者については租税条約が禁じる差別的な取扱いに当たる可能性が高いと考えられる。

納税義務者の属性に応じて課税対象の適否を判断している事例としては、公益性の観点から修学旅行生を除外している事例が挙げられる。観光を目的としない域内居住者やビジネス客に対しては、免税点の設定や用途において配慮している自治体もある<sup>5</sup>。

### (4) 徴収方法

宿泊者本人から普通徴収で徴収する方法は、納税義務者の捕捉や徴収コストの観点から現実的ではなく、特別徴収を採用すべきものと考えられ、先行自治体においても宿泊事業者による特別徴収が採用されている。

また、宿泊事業者に徴収の負担が生ずることとなることから、特別徴収事務に係る交付金（補助金）を交付する自治体が多い<sup>6</sup>。

---

<sup>5</sup> 他自治体の課税免除規定は、参考資料「7 宿泊税の導入状況」を参照。

<sup>6</sup> 他自治体の交付金（補助金）の状況は、参考資料「7 宿泊税の導入状況」を参照。

## (5) 特別徴収義務者

旅館業又は住宅宿泊事業を営む者が特別徴収義務者として考えられる。先行自治体における具体的な宿泊施設は以下のとおり。

### ア 旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所

※簡易宿所：ペンション、民宿、ユースホステル、カプセルホテル、ゲストハウス等。

### イ 国家戦略特別区域法に規定する認定事業を営む施設（特区民泊）

※本市は特区民泊の対象外。

### ウ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設（民泊）

## 〈論点〉

民泊を対象とすべきか。

- ① 同じ宿泊行為でありながら民泊を課税対象としないことは、課税の公平性の観点から問題がある。
- ② 民泊利用者も宿泊料金を支払っており等しく担税力を有するのに、他と区別することは、応能性の観点から望ましくない。
- ③ 唯一、東京都は免税点を超える民泊がほとんどないことを理由に民泊を対象外としている。しかし、近年は高価格帯の施設も一定数存在している状況を踏まえ、公平性の観点から民泊での宿泊について旅館・ホテルと同様にすることが適当であるとして、民泊を宿泊税の課税対象に追加する見直しの素案を令和7年11月に公表した。

なお、民泊の届出状況を事業部局と連携するなど、実務上の対応を整理する必要がある。

## (6) 課税標準・税率

### ア 先行自治体の課税標準・税率

先行自治体においては、課税標準を宿泊数（定率制の場合は宿泊料金）とし、税率は①一律定額制、②段階的定額制、③定率制のいずれかが採用されており<sup>7</sup>、それぞれ以下のような特徴がある。

〈税率設定の特徴（導入済み又は総務省同意済みの自治体）〉

税率設定	特徴
一律定額制 22 団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別徴収義務者の計算が容易</li><li>・ 応益負担の考え方に親和性が高い</li><li>※ 行政サービスの受益の程度は宿泊料金に関わらず同等という考え方</li><li>・ 宿泊料金に関わらず税収が一定</li></ul>
段階的 定額制 20 団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目的税としての応益課税と応能課税を両立</li><li>・ 累進的な税率設定も可能</li><li>・ 宿泊料金の設定に影響を与える可能性</li><li>※ 段階の境界を下回るように設定する等</li></ul>
定率制 1 団体 (倶知安町)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊料金が1部屋当たりで設定されている場合等に特別徴収義務者の計算が容易</li><li>・ 宿泊料金に対する応能負担の考え方に親和性が高い</li><li>・ 宿泊料金に連動して税収が増減</li><li>※ 景気動向に連動しやすい</li></ul>

注1 令和7年12月末時点。

2 ニセコ町において段階的定額制から定率制に変更する条例改正がなされた。また、東京都は段階的定額制から定率制へ見直す素案を令和7年11月に公表した。

### イ 税率設定と応益性・応能性の関係

公共サービスの受益の量の指標としては、宿泊日数（滞在時間量）又は宿泊金額が考えられるが、前者の方が受益の尺度としては合理性がある。したがって、応益課税の要素を第一に考えると一律定額制が選択肢として挙がり、そこに応能性の要素が加味され、段階的定額制や定率制が選択肢として挙がることとなる。

このことを踏まえると、本市の宿泊者の属性を分析し、応能性の要素をどの程度加味するかを判断することが考えられる。

<sup>7</sup> 他自治体の税率は、参考資料「7 宿泊税の導入状況」を参照。

## ウ 特別徴収義務者の徴収上の負担

3つの税率設定を比較すると、宿泊料金に応じた計算が不要である一律定額制が最も徴収上の負担は少ない。

また、県が宿泊税を導入し、かつ、市と県で採用手法が異なる場合（段階的定額制と定率制の場合や、ともに段階的定額制だが段階が異なる場合など）は、計算が複雑になることから、導入に当たっては県と事前に調整することが望ましく、採用手法が異なる場合は市税と県税を一括徴収せず、個別に徴収すべき場合もあるものと考えられる。

なお、倶知安町においては、コンドミニアムなどの一室当たりの宿泊料金を設定している宿泊施設が多いことから、特別徴収義務者の事務上の負担を考慮した結果として、定率制が採用されている。

## エ 税率の判断基準

宿泊税は観光施策の財源確保が目的であり、必要とされる財政需要に見合う税率設定が必要となる。一方で、負担額が高額となる税率設定とすると、観光客数への抑制効果が高くなってしまふことから、先行自治体においては、宿泊料金の1～2%程度の負担であれば、過度な負担ではないものと判断されていると思われる。

また、オーバーツーリズムが大きな課題となっている京都市においては、税率を最高一万円まで引き上げるよう条例改正がなされている。

これらを踏まえると、必要とする財政需要に見合う税率設定が望ましいが、その税率が先行事例と比較して高い水準である場合は、負担額が比較的少額の税率設定から課税を開始し、観光客数の増加やオーバーツーリズムの表面化に応じて、高額の税率設定に変更することが考えられる。

なお、定率制を採用した場合、景気動向、ひいては宿泊料金に比例して税負担も増減するため、ある程度将来的な状況の変化に対応できると考えられる。

## (7) 免税点

先行自治体においては、免税点を設定している自治体と、設定していない自治体の双方がある。

主な自治体の考え方としては、以下のとおりである。

### ア 東京都（免税点あり）

観光振興財源であることから、修学旅行生やビジネス客を考慮して免税点（1万円未満の宿泊）を設けている<sup>8</sup>。

### イ 大阪府（免税点あり）

宿泊実態調査の結果、日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方が主に利用しているとされる簡易宿所の平均宿泊単価が約4,200円であることを考慮し、5,000円と設定。

### ウ 京都市（設定なし）

宿泊客は日帰り客と比較して、行政サービスの受益の程度が大きく担税力もあると考えられること、低額な宿泊料金の宿泊客についても、行政サービスを一定享受していることから設定すべきでない判断。

これらを踏まえると、観光施策の財源調達を政策目的とすることを前提とした場合、本市の観光客の属性や構成比を判断材料とし、金額設定は平均宿泊料金を参考にすべきと考えられる。

## (8) 徴収コスト

課税の目的が観光施策の財源とすることであることから、徴収コストがどの程度発生するかはあらかじめ見込んでおく必要がある。具体的には、以下の費用が想定される。

### ア 特別徴収義務者への補助金

### イ システム改修

### ウ 納付書等の委託費用

### エ 広報媒体の作成費用

### オ 収納金手数料

### カ 人件費

---

<sup>8</sup> 令和7年11月公表の見直し案では、宿泊料金の上昇やより広く負担頂く観点から、免税点を13,000円に引き上げる案が示された。

## 4 導入後の定期的な見直しと柔軟な運用

### (1) 税制研究会第1期における議論（時限措置の活用）

市民の価値観やニーズは時代とともに変化し、これに伴って施策の重要度も変動するため、政策的な見地から課税自主権を活用する場合には、その必要性や効果の有無、程度について定期的に検証する必要がある。そのため時限的な税制とすることも検討する必要がある。

その際、更新期を迎えた措置については、対象となる施策の必要性や有効性をゼロベースで判断して更新の可否を検討すべきである。

### (2) 基本的な考え方

税制研究会第1期においては、上記のとおり法定外税を導入する際に時限措置の活用も指摘されたところだが、宿泊税に関しては、先行自治体において時限措置を活用しているのは1団体（熱海市）のみ<sup>9</sup>であり、施行後一定期間経過後に制度のあり方を検討することとしている事例が多い。

また、宿泊税の導入は観光施策の財源調達が目的であるため、観光施策に関する財政需要の変動と税率等を定期的に検証する必要がある。具体的には、以下の観点が想定される。

〈想定される検証の観点〉

- ① 実施した観光施策にどの程度の効果があったのか。
- ② 宿泊税導入時からの社会経済情勢の変化はどのようなものか。
- ③ 検証時点での中長期的な観光施策の計画はどのようなものか。

---

<sup>9</sup> 令和7年12月までに課税を開始した自治体を調べた。他自治体の課税を行う期間については、参考資料「7 宿泊税の導入状況」を参照。

### (3) 制度設計の柔軟な見直し

前述の観点を中心とすると、観光施策に係る中長期計画にあらかじめ数値目標を設定し、その達成・未達成を分析するほか、新たな中長期計画で定める方向性や目標を踏まえて、制度設計を見直す手法が考えられる。また、宿泊者数や宿泊料金の変動、宿泊形態の多様化などの観光を取り巻く諸情勢や観光・宿泊自体のあり方の変化も反映した制度設計とすることが望ましい。したがって、制度設計については、中長期計画の更新時期などの機会を捉えて、時代に即したものとなるよう、柔軟に見直しを実施する必要がある。

### (4) 特定イベント期間の課税

東京都においては、「東京 2020 大会を契機として訪日・訪都する観光客の負担軽減のほか、ホテル・旅館の窓口対応等における事務負担の軽減も踏まえ、開催都市である都として最大限の対応を行う観点から、一定期間、課税停止することとしました。」として、オリンピック開催期間の宿泊税の課税を停止した。このように、イベントを目当てに訪れる観光客の呼び込みや、平常時より多くの観光客が見込まれることに対する事務負担の軽減を優先し、特定期間の課税を停止するという考え方もある。

一方で、大規模なイベントの際は、観光客の増加に備えて観光に係る公共投資が先行的になされることが一般的であり、投資費用の回収という観点からは、宿泊税を課税することに一定の合理性があるものと考えられる。

したがって、このような特定イベント期間中の宿泊税の課税は、財政需要は平常時と別に分析するとともに、イベントの目的や事務負担を含めて総合的に考慮する必要がある。

## 5 市民（納税者）への説明責任

### （1）税制研究会第1期における議論

法定外税や超過課税について導入すべきと判断した場合には、そのように判断するに至った背景や、なぜ法定外税等を導入する必要があるのか（課税の目的）、どのような課税の仕組みとするのか（課税の仕組み）、課税によりどのような効果が期待できるのか（課税の効果）、といった点について、市民に十分に説明する必要がある。

また、実際に導入した後も、税収の使途や、所期の効果が得られているかなど、適宜、市民に情報を提供していくことが必要である。

### （2）論点

市民への説明責任を果たすためには、多くの市民に広く周知する広報の観点に加えて、市民の意見を制度に反映させる意見聴取の観点が考えられるが、広報・意見聴取は誰を対象に、どのような内容で行うべきかが論点となる。

### （3）基本的な考え方

本市のパブリックコメント制度要綱においては、市税の賦課徴収に関する事項は、地方自治法の直接請求の対象から除かれていることに加え、計画等に対する賛否を問うことは本制度の趣旨に合致しないこと等を総合的に判断して、対象としていない<sup>10</sup>。

一方で、宿泊税は自治体の裁量により課税が認められている法定外目的税であり、観光施策に係る財政需要に係る財源として新たに課税することを考慮すると、市民が求める観光施策や、徴収事務の負担が発生する宿泊事業者の意見を聴取することは、有益なものであると考えられる。

以上を踏まえると、事業部局による観光施策の中長期計画の策定に当たっては広く市民の意見を聴取し、市税の賦課徴収に関しては関係者で構成した検討委員会で意見を聴取することが適切であると考えられる。

---

<sup>10</sup> 詳しくは参考資料「17 名古屋市パブリックコメント制度要綱（抜粋）」を参照。

(4) 聴取内容と聴取手法の関係（主なもの）

基本的な考え方を踏まえて、意見を聴取する内容と聴取手法の適否についてまとめると、以下のとおりとなる。

なお、市民全体の意見の傾向を把握したい場合に実施する市政アンケートについても、パブリックコメントと同様に、市税の賦課徴収に関する事項は対象とすべきでないものとして整理する。

区 分	検討委員会 (注)	パブリック コメント	市政 アンケート
観光施策に関する意見	○	○	○
課税の適否	○	×	×
制度設計 (税率・免税点等)	○	×	×
事業者の事務負担 (補助金の適否含む)	○	×	×

注 京都市の場合、観光事業者、学識経験者、市民公募委員、税理士、報道機関などの関係者を委員としている。

#### (5) 市民等への周知広報

市民への直接的な意見聴取は市税の賦課徴収の性質上限られるとしても、観光施策の財源として新たな税負担を求めるという観点からすると、導入に向けては検討段階から広報に努め、できる限り時間をかけて市民の理解を醸成する必要がある、宿泊税導入後においても、税収や宿泊税を活用した事業について情報公開していくことが望ましい。

また、宿泊税の納税義務者は主に市外の観光客であることを考慮すると、市民以外も情報を取得できるよう広報・説明し、その理解を得る必要がある。

先行自治体においては、検討委員会の議論を公式ウェブサイトに随時掲載するほか、宿泊税を活用した事業など毎年の状況について公表している自治体が多くみられる。

#### 〈主な広報内容〉

- ア 検討委員会における議論（検討段階から随時公表）
- イ 宿泊税の制度内容（税率、免税点、徴収方法等）
- ウ 特別徴収義務者向けの手引き
- エ 本市の財政需要や用途
- オ 宿泊者数や税収の見込み

## 6 先行事例の調査分析

### (1) 税制研究会第1期における議論

地方分権に対する意識の高まりとともに、多くの自治体において法定外税や超過課税の導入に向けた検討が進められているが、法定外税については、総務大臣との協議の結果、同意に際して意見が付された事例や、総務大臣の同意後も条例の施行が凍結されている事例なども見受けられることから、このような他の自治体の先行事例等も参考にしながら、多角的に検討を進めていくことが必要である。

### (2) 宿泊税における検討

宿泊税に関しては、総務大臣の同意に際して意見が付された事例や、同意後に条例の施行が凍結されている事例は見受けられない。

制度設計に当たって、先行事例を参考として検討を進める。

## 7 特定納税義務者の意見聴取制度の活用

### (1) 税制研究会第1期における議論

法定外税を創設する場合、特定の納税者に税負担が偏らないよう留意する必要があるため、地方税法上、特定の納税者が負担する税額が当該法定外税に係る税収の一定割合以上になると見込まれる場合には、条例を制定する前に、議会で当該納税者の意見を聴く制度が設けられているところである。

これには該当しない場合であっても、特に政策的な観点から課税自主権を活用する場合には、納税者の理解と協力が不可欠となることに鑑み、この制度と同様な手法を活用することも有益と考えられる。

### (2) 宿泊税における検討

宿泊税については、該当する特定納税義務者は存在しない。

## 8 まとめ

ここまで、本市において宿泊税の導入を検討することとなった場合に備えて、宿泊税の性格や制度設計の考え方について整理を行った。

特に、市民税減税を実施している本市においては、市民の税負担を軽減する一方で、宿泊者に対して税負担を求めることになることから、市民税減税と宿泊税の関連性を議論した。結論としては、主に市外在住者で構成される宿泊者は、行政サービスの一部を享受しているにもかかわらず税負担を負っていないことから、受益者負担・原因者負担の観点から宿泊税の負担を求めることに一定の合理性はあるものとして整理した。ただし、受益者負担・原因者負担の観点から宿泊税の負担を求めるという趣旨を、市民と宿泊者の双方に丁寧に説明する必要があることについても、合わせて触れているところである。

宿泊税は法定外目的税として、観光施策の財源に充てることになる。導入に当たっては、観光施策に要する財源の規模や用途を十分に検討する必要があり、その内容に応じて制度設計すべきであると考えられる。

### 第3 税源涵養

#### 1 税源涵養の意義（第1期報告書から引用）

税源涵養という概念に明確な定義はないが、一般的には、市税収入の源泉である人口、企業数、所得、資産価値などの要素に着目し、将来の増収につながるよう、これらの要素について、その量的・質的な増加・向上を図ることをいう。

企業誘致策や産業振興策が税源涵養策の代表例であるが、その他にも、例えば、子育て支援策の充実を図り、子育て世代にとって魅力の高いまちづくりを推進することは、定住促進や勤労世帯の増加等の効果を生み出し、今後、納税者となる層の拡大にも寄与するため、税源涵養策としての側面も有するものといえる。

このように、自治体が実施する施策には、将来的な税収増という観点から見て、直接的・間接的な効果を有するものも少なくないため、今後、市が各種の施策を展開するにあたっては、所管部局が現行税制についての理解を深めつつ、税源涵養という視点も十分に意識して、制度を企画・立案していく必要がある。

## 2 研究対象とする税源涵養策

第1期税制研究会における報告のとおり、所管部局が税源涵養という視点も十分に意識して、制度を企画・立案していく必要があることについては、現段階においても変更はない。

財政局においても、税源涵養に関連する取組みとして、令和2年12月に「公共投資に関する研究会」を設置し、令和5年度に取りまとめた報告書においては、以下のとおり記載されている。

### 〈名古屋市における民間投資の促進に関する報告書（抜粋）〉

「公共投資に関する研究会」は、公共投資の経済効果や収益性について、今後の本市の公共投資にあたっての参考とするため、令和2年12月に設置し、外部有識者を交えて、公共投資の在り方、評価方法などについて研究を重ね、令和4年3月にその内容を取りまとめた報告を行った。

今回、令和5年度における本研究会では、例えば東京のような民間主導の都市開発を、本市で促進するために行政として何ができるのか、都市間比較からみた本市の特色などの基礎調査及び、それを踏まえた民間事業者などからのヒアリングを行い、その方策について検討を行うこととした。本報告書はその内容を取りまとめたものである。

「公共投資に関する研究会」における議論を踏まえて、税制の観点からも民間投資促進に向けた方策を検討する必要があることから、第4期税制研究会では、「民間投資の促進」を対象として、研究を進めることとする。

### 3 「公共投資に関する研究会」における議論

「名古屋市における民間投資の促進に関する報告書」においては、税制に関連する主なものとして、以下の内容が示されている。

#### (1) 民間事業者等による行政への要望

##### 地域の外から見て魅力ある公民連携のまちづくりの推進

- エリア独自の魅力を生み出すまちづくりに向けた産学官民連携の場の組成とエリアマネジメントの推進
- 居心地が良く歩きたくなるウォークブルなまちなかの形成に向けた公開空地等の利活用の促進、道路空間の再配分、公共空間での継続的な社会実験の実施、商業施設の駐車場設置台数の緩和
- 公開空地等や低未利用土地の活用などまちの賑わいづくりへの経済的支援
- 多様な人材の活躍の呼び水となる文化・交流・福祉施設や都心居住（中長期滞在）に資する住宅、サービスアパートメント等の整備促進によるミクストユースのまちづくり

##### 民間開発への規制緩和・経済的支援

- 大規模開発に向けた地権者の合意形成の後押し
- 地区計画にも、共同建替えや街区再編に対する容積率緩和を追加
- 都心居住に資する住宅等を容積率緩和の対象となる誘導用途に追加
- 開発事業者が事業化を判断しやすい環境（都市計画の定量的な運用指針）の整備
- エリア価値のすそ野を広げ周辺開発を促進する効果が高い案件への集中的な助成

##### スタートアップをはじめとした事業者らの成長を支えるまちづくり

- 推進投資促進を考慮したメガベンチャーの誘致（スタートアップ推進の起爆剤）
- 若い世代や親世代に対するスタートアップについての理解促進、教育機関への起業家教育や多様な働き方に関する啓発活動
- 幅広いジャンルで成長を期待できる施設（インキュベーション施設等）づくり

## (2) 具体的な意見

### 具体的な意見

- 地権者が再開発に動き出すよう後押しするインセンティブが必要
- 民間主導の再開発に対する助成制度の積極的な運用
- スタートアップ支援の継続・拡大、助成・税制等による企業誘致

## (3) 今後の方向性

### ○適正規模に向けた段階的・連鎖的な民間再開発の後押し

都心部をはじめとする土地の高度利用が特に期待されている区域において、民間主導による大規模開発に向けて地権者の合意形成を促すため、土地利用の状況を詳細に調査・分析した上で、細分化された土地の共同化・集約化による敷地の再編や低未利用地の開発を阻害している要因の解消を図る。

### 低未利用地の民間再開発を後押しする支援のあり方の研究

- ・都心部に点在する平面駐車場等の低未利用地について民間再開発を後押しするため、老朽建築物の更新や都市のスポンジ化対策の観点から熊本市や仙台市で時限的に実施されている中心市街地での建て替え促進補助制度等も参考にしながら、土地の高度利用や地権者の合意形成を促すようなインセンティブとなる補助制度や税制など支援のあり方の研究を行う。

### 都市機能の立地を誘導する税制の研究

- ・魅力あるまちづくりの観点から、一定の都市機能を誘導する税制のあり方の研究を行う。

例：狭小住戸集合住宅税（ワンルームマンション税）【東京都豊島区】  
エンタープライズゾーンにおける市税の特例措置【兵庫県神戸市】

#### 4 具体的な研究内容

「公共投資に関する研究会」の報告では、「都心部に点在する平面駐車場等の低未利用地が、高度利用されている状況」を理想像として、その実現に向けて、補助制度や税制上の支援によるインセンティブを与えること、あるいは、新たな税負担を求めることにより、地権者をはじめとした関係者に一定の行動や選択を促す手法の研究が求められている。

このことを踏まえて、第4期税制研究会の具体的な研究内容は以下のとおりとする。

##### (1) 民間投資が税源涵養に及ぼす効果の分析

都心部で平面駐車場として利用されている区画が仮に高度利用されたとすると、税収に対してどのような影響をもたらすかを分析し、定量的な試算が可能なものについては、シミュレーションとして試算を行う。

##### (2) 民間投資促進に寄与する税制上の方策の検討

民間投資促進に寄与する税制上の方策としては、高度利用につながる行為に対して税の減免等によりインセンティブを与える方策や、低未利用地が継続する状況に対して法定外税等の追加的な税負担を求めることで変化を促す方策が考えられる。他自治体の事例を参考に、具体的な税制を検討する。この際、前者については補助金との比較も行う。

なお、検討に当たっては、第1期報告書に示された、「税源涵養について考える際の基本的な視点」を念頭に検討を進める。

## 〈税源涵養について考える際の基本的な視点（第1期報告書から引用）〉

### ① 施策の有効性・合理性

税収の増減に対して一定の相関関係を有する指標や事象には様々なものがあるが、税源涵養策を講じた場合には、その効果や影響を事後的に検証する必要があることに鑑み、何をもって税源と捉え、どのような仕組みで増収を目指すのか、あらかじめ明確にしておく必要がある。

例えば転入や設備投資など、市民や企業に一定の行動や選択を促す観点から、それらの行動や選択をした場合に生ずる経済的負担等を軽減する措置を導入しようとする場合には、当該措置がどの程度のインセンティブ効果を発揮し得るのか、措置が適用されない他者と比較して過度の優遇となり、公平性を著しく損なう結果とならないか、などの点を十分検討する必要がある。

### ② 市民への説明責任

（略）一定の行動や選択をした市民や企業の経済的負担等を軽減する措置を導入し、そのインセンティブ効果を通じて税源涵養を図る場合には、講ずる施策の目的や具体的な内容、期待される効果、必要となる費用等について、広く市民に情報を提供し、その理解を得る必要がある。

### ③ 現行制度に基づく歳入確保の取組み

現行制度上、収入すべき債権に未収が生じている場合には、市民負担の公平性を確保する観点から、適正に滞納整理を行い、市の歳入確保に努める必要があり、また、そうすることによって、魅力ある都市づくりを進めるための財源が確保され、税源涵養につなげていくことができるものとする。

さらには、ネーミングライツの活用など、市としてすでに導入済みの取組みもあるが、現行法のもとで採り得る歳入確保策については、今後も幅広く活用の可能性を検討し、歳入規模の拡大に努めることが求められる。

## 第4 民間投資が税源涵養に及ぼす効果の分析

### 1 概要（再掲）

都心部で平面駐車場として利用されている区画が仮に高度利用されたとすると、税収に対してどのような影響をもたらすかを分析し、定量的な試算が可能なものについては、シミュレーションとして試算を行う。

### 2 税収への影響

税目	影響	試算対象
固定資産税 （土地）	+適用される路線価の変更 +大規模家屋建設に伴う地価の上昇	○
固定資産税 （家屋）	+大規模家屋建設	○
固定資産税 （償却資産）	+テナントの入居に伴う償却資産の増加	
事業所税	+テナントの入居に伴う事業所床面積の増加	
法人市民税 法人事業税交付金	+テナントの収益 +周辺事業者の収益 +不動産関係者の収益 （土地所有者、家屋所有者、建設事業者等）	
地方消費税交付金	+周辺地域の消費活動の活性化	

#### （1）大規模家屋建設による直接的な影響（試算対象）

平面駐車場や小規模家屋から商業施設などの大規模家屋に建替えられることにより、大規模家屋の敷地に接する路線のうち最も高い路線価が1画地化された土地全体に適用され土地の評価額が上がることや、大規模家屋に係る固定資産税が新規課税されることなどの増収要因が考えられる。

➡モデルケースを設定し、建設前後の税収の変動を試算する。

#### （2）大規模家屋建設に伴う間接的な影響

大規模家屋建設の不動産関係者、テナント、周辺事業者などの収益や設備投資、消費活動の活性化などの増収要因が考えられる。

➡間接的な影響は様々な要因で変動するため、今回は試算を行わない。

### 3 シミュレーションによる固定資産税の試算

#### (1) 固定資産税の計算方法

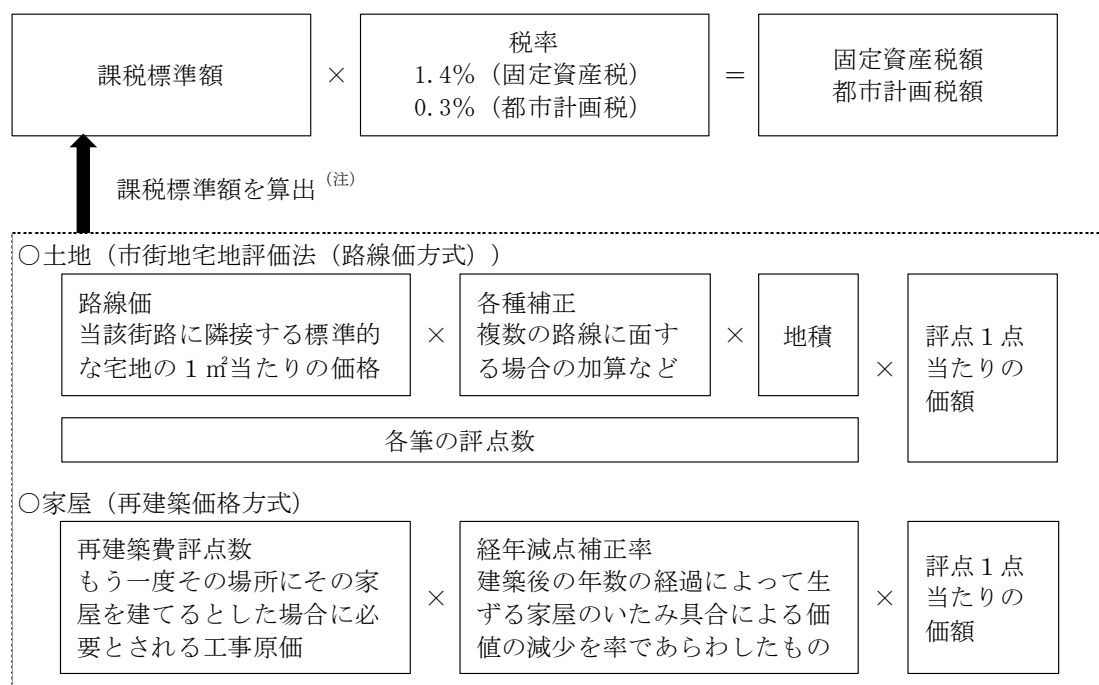
固定資産税の税額は、固定資産の価格（評価額）を基に算出された課税標準額に税率を乗じて求められる。

土地の評価額は、市内の多くで市街地宅地評価法（路線価方式）により評価されている。市街地宅地評価法（路線価方式）は、個々の土地が面する街路の路線価にその土地の形状などの条件に応じた補正を加えて計算する。

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）に、損耗の状況による減点補正率を乗じて計算する。

なお、市街化区域内を想定してシミュレーションを行うため、都市計画税についても試算を行う。都市計画税の課税標準額は、今回のシミュレーションにおいては固定資産税と同額とする。

#### 〈計算のイメージ〉



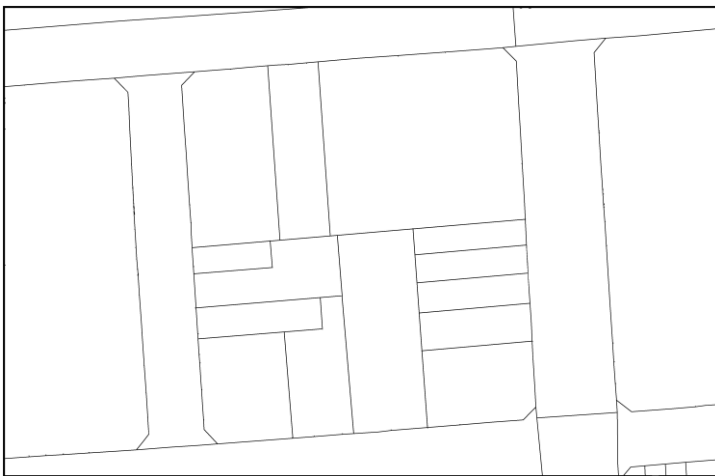
（注） 土地の課税標準額の算定に当たっては、税負担の急増を抑えつつ負担の公平を図るため、今年度の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）に応じて税負担を引き下げるもしくは引き上げる負担調整措置がとられている。

## (2) モデルケースの設定

都心部である中区栄の広小路通に面している街区を想定し、1画地化したうえで、大規模家屋が建設された場合をモデルケースとして試算する。

なお、モデルケースとして設定する大規模家屋の建設が可能となる程度に容積率（建築物の延床面積の敷地面積に対する割合）の制限が緩和されることを前提とする。

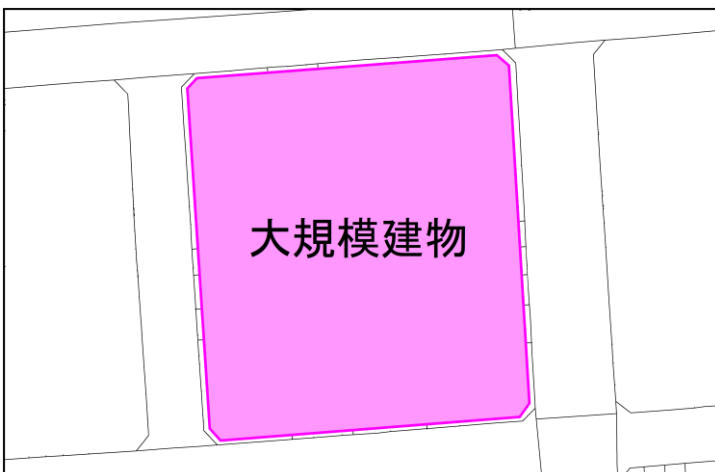
### 〈旧画地モデル（モデルとする街区の現在の状況）〉



- ・複数の画地に分かれており、それぞれに接する路線の路線価から土地の評価額を算出している。
- ・大規模駐車場の他、数十㎡～1万㎡を超える様々な規模の家屋が集積している。



### 〈新画地モデル（1画地化した後の状況）〉



- ・1画地化することで、正面路線が路線価の高い路線となり、四方の路線に面する土地となる。
- ・駐車場や築年数の古い中小規模家屋から評価額の高い大規模家屋に置き替わる。

### (3) モデルケースの詳細条件と課税標準額の算定

#### ア 土地

現在の利用状況から、大規模家屋建設のため、1画地化された場合の増収額を試算する。

1画地化された場合、まず、土地全体に対して、四方のうち最も路線価の高い広小路通の路線価を適用することになる。また、土地の四方が道路に面することから、評価額の計算をする上で加算が行われる。

なお、負担水準（前年度課税標準額/当該年度評価額）については旧画地モデル、新画地モデルのいずれにおいても個々に算出されるが、1画地化による税額への影響を分かりやすくするため、シミュレーション上は全ての土地について70%とし、負担調整措置の影響は生じないものとした。

#### 〈土地の評価額及び課税標準額の算出条件〉

旧画地モデル	新画地モデル
① 令和6年度の路線価	① 令和6年度の路線価
② 各土地が接する路線価を適用	② 広小路通を正面路線とし、四方の路線が面していることによる加算を適用
③ 全て非住宅用地	③ 全て非住宅用地
④ 負担水準70%	④ 負担水準70%

イ 家屋

現況所在する家屋が滅失し、本市における既存の大規模家屋を参考に、床面積 15 万 m<sup>2</sup> 程度の大規模家屋が新築される想定で試算する。

駐車場や中小規模家屋の敷地として利用されていた土地の容積率を緩和し大規模家屋を新築する場合、モデルとする街区内の家屋の床面積が増加する。また、建築から一定の年数を経た家屋から新築家屋に建て替わることで損耗の状況による減点補正の影響が小さくなる。

なお、滅失家屋の評価額の算定に当たっては、市内既存家屋の築年数別の平均評価額から試算した。

〈家屋の評価額及び課税標準額の算出条件〉

滅失家屋	新築大規模家屋
<p>① 想定地域に現在所在する家屋の棟数、床面積、築年数を参考に滅失家屋のモデルを設定。</p> <p>〈設定条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合計床面積 4 万 m<sup>2</sup></li> <li>・ 木造 10 棟・非木造 16 棟</li> </ul>	<p>① 市内既存大規模家屋数棟を参考に新築家屋のモデルを設定。</p> <p>〈設定条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面積 15 万 m<sup>2</sup></li> <li>・ 鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・ オフィスビル</li> </ul>
<p>② 市内既存家屋に係る築年数別の平均評価額から、滅失家屋 1 棟ごとの評価額を算出し、26 棟分の評価額を合算。</p>	<p>② 市内既存大規模家屋数棟の再建築価格の平均値から、新築大規模家屋の評価額を算出。</p>

#### (4) 試算結果

(3) のとおり課税標準額を算定すると、初年度の固定資産税・都市計画税の増収見込額は以下のとおりとなった。

##### ア 土地

新画地モデルでの税相当額	約 4 億 6,900 万円
旧画地モデルでの税相当額	約 3 億 6,300 万円
差引増収見込額	約 1 億 600 万円

##### イ 家屋

新築大規模家屋の税相当額	約 5 億 3,000 万円
滅失家屋の税相当額	約 4,500 万円
差引増収見込額	約 4 億 8,500 万円

#### (5) まとめ

土地については、主に正面路線が路線価の高い路線となることにより税相当額は約 1.3 倍、差額としては約 1 億 600 万円の増収、家屋については、主に床面積が合計 4 万㎡から 15 万㎡に増加することにより税相当額は約 12 倍、差額としては約 4 億 8,500 万円の増収となり、年間合計約 5 億 9,100 万円の増収という結果となった。

今回のシミュレーションの対象は、一定の前提条件を置くことで定量的に試算可能であるもの（路線価の変更及び大規模家屋建設）に限定している。実際の固定資産税・都市計画税の税収は、様々な要因により変動するほか、大規模施設建設に伴う雇用の増加や周辺地域の消費・生産活動の活性化により市民税など他の税目の増収効果も見込まれるため、全体として、シミュレーション以上の税収増加をもたらす可能性がある。

なお、今回のシミュレーションにおける大規模家屋の建設は、容積率の緩和を前提としており、実現には規制緩和が必要となることに留意が必要である。

## 第5 民間投資促進に寄与する税制上の方策の検討

### 1 概要（再掲）

民間投資促進に寄与する税制上の方策としては、高度利用につながる行為に対して税の減免等によりインセンティブを与える方策や、低未利用地が継続する状況に対して法定外税等の追加的な税負担を求めることで変化を促す方策が考えられる。他自治体の事例を参考に、具体的な税制を検討する。この際、前者については補助金との比較も行う。

### 2 民間投資促進に向けた具体的な方策

第4に示したように、低未利用地の高度利用が実現した場合は、税収に対してプラスの影響が発生するものと考えられるが、実現するには行政として民間投資促進に向けた方策を検討する必要がある。

具体的には、以下のような方策が考えられる。

- (1) 建替え促進に関する方策（大規模施設の建設など）
- (2) 企業立地促進に関する方策（テナントの誘致など）
- (3) 法定外税等により一定の行為を誘導する方策（地権者の誘導など）

以下、他自治体の事例を参考に、検討を進める。

### 3 建替え促進に関する各自治体の取組み

#### (1) 主な取組み

建替え促進に関する各自治体の取組みとしては、「名古屋市における民間投資の促進に関する報告書」において例示されている熊本市や仙台市が補助金を交付しているほか、本市も市街地再開発事業において固定資産税の減免を行っている。

団体	主な施策	区分
熊本市	中心市街地建て替え促進補助金	補助金
仙台市	都心部建替え促進助成金	補助金
名古屋市	市街地再開発事業に係る家屋の減免	固定資産税の減免
(参考) 国土交通省	低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置	所得税・住民税の控除

(2) 熊本市（中心市街地建て替え促進補助金）

熊本市においては、建築物の老朽化や、被災・老朽建築物の解体に伴う都市のスポンジ化の顕在化、さらには、慢性的なオフィス床の供給量不足等、様々な課題が顕在化していることに対応するため、関係者に対して補助金を交付している。

具体的には、

- ・ 新築する建物の所有者には、新築した建物の固定資産税相当額を、
  - ・ 解体費の負担者には、解体期間中の土地の固定資産税相当額を、
  - ・ 土地を譲渡した者には、敷地の統合（売買）にかかる譲渡所得税等相当額を、
  - ・ 専用融資の貸付を受けた者には、支払った利子の相当額を、
- それぞれ補助金として交付しており、関係者全般に対してインセンティブを与えることで、建て替えの促進を図っている。

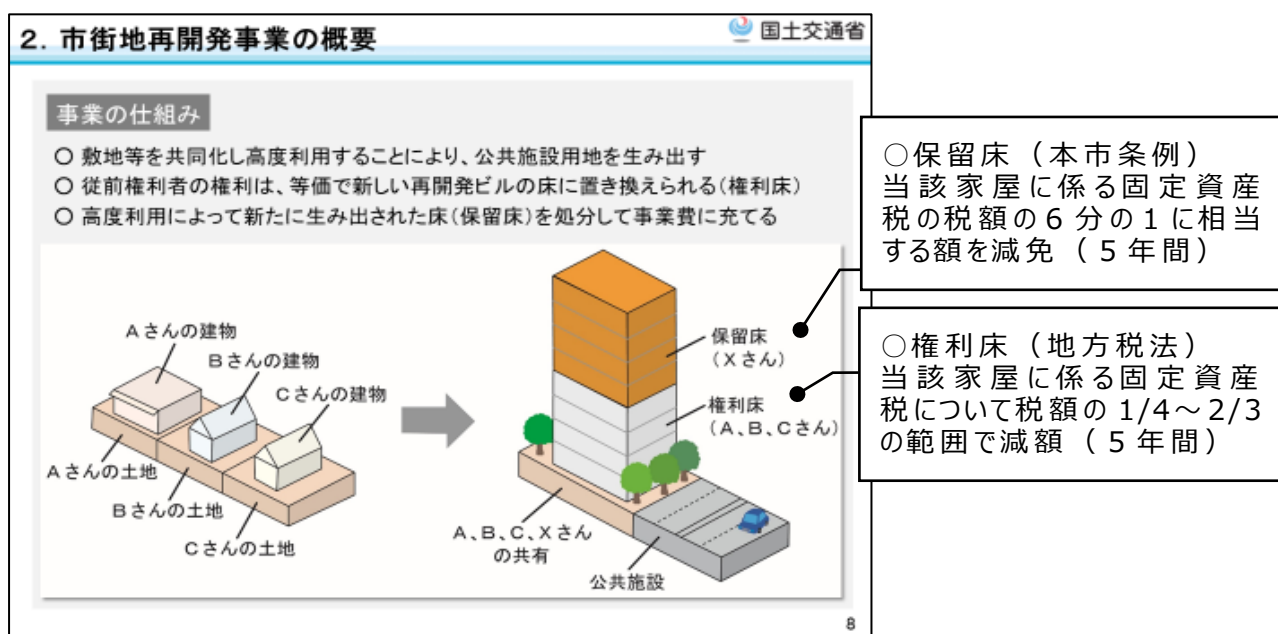
04 補助内容		
<b>1 建築</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助対象者：新築建物の所有者</li> <li>◆ 上限額：1,000万円～1億1,000万円 / 事業</li> <li>◆ 内容：下記表のとおり</li> </ul>		
	新築建物の延べ床面積の 1/2 以上が賑わい用途	新築建物の延べ床面積の 1/2 未満が賑わい用途
基本要件	新築した建物の固定資産税想定額*の 半額 × 5年分	新築建物の賑わい用途部分に係る 固定資産税想定額の半額 × 5年分
スポンジ化対策	新築した建物の固定資産税想定額*の 満額 × 5年分	新築建物の賑わい用途部分に係る 固定資産税想定額の満額 × 5年分
防災機能強化	新築した建物の固定資産税想定額*の 満額 × 最大10年分	新築建物の賑わい用途部分に係る 固定資産税想定額の満額 × 最大10年分
<b>2 解体</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助対象者：解体費用を負担する者</li> <li>◆ 上限額：最長1年分 / 事業</li> <li>◆ 内容：解体期間中の土地の固定資産税額 ※</li> </ul> <p>※ 固定資産税の税制優遇ではございません（「固定資産税額 / 固定資産税想定額」を補助金として交付）</p>		
<b>3 統合</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助対象者：土地を譲渡した者</li> <li>◆ 上限額：100万円 / 事業</li> <li>◆ 内容：敷地の統合（売買）にかかる譲渡所得税、仲介料等</li> </ul>		
<b>4 利子補給</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助対象者：「熊本市まちなか再生プロジェクト資金」の貸付を受けた者</li> <li>◆ 限度額：900万円 / 事業</li> <li>◆ 内容：           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象経費：専用融資の貸付を受けた額のうち、建築費（設備工事費、内装工事費等附帯工事を含む）・設計費・外構工事費の合計額が3億円に達するまでの貸付にかかる金利の1%以内の約定利子。当該貸付の一括繰上返済を行った場合は、その日までの約定利子。</li> <li>(2) 期間：最大3年間</li> </ol> </li> </ul>		

出典：熊本市「まちなか再生プロジェクト（パンフレット）」

### (3) 名古屋市（市街地再開発事業に係る家屋の減免）

市街地再開発事業は、敷地等を共同化し高度利用することにより公共施設用地を生み出すものであり、従前権利者の権利は等価で新しい再開発ビルの床に「権利床」として置き換えられる。権利床に関しては、地方税法附則第15条の8第1項の規定により、固定資産税を減額するものとされているところだが、本市においては、新たに生み出された「保留床」についても減免の対象とすることで、市街地再開発事業の促進を図っている。

なお、『固定資産税実務提要』（固定資産税務研究会）において、保留床の減免は、権利床以上にはすべきでないという見解が示されている。



出典：国土交通省「市街地再開発事業」

〈本市減免の適用実績（令和6年度）〉

11棟（414,000円）

〈参考：市街地再開発事業の目的〉

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

出典：国土交通省ウェブサイト

(4) 国土交通省（低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置）

国土交通省においては、低未利用地に関して新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、所得税及び住民税について長期譲渡所得に関する特例措置を設けている。

具体的には、低未利用地を譲渡した際の所得税及び住民税について、本来課税対象となる譲渡所得から最大100万円を控除するものであり、所得税の税率15%と住民税の税率5%を乗じた税額ベースでは、最大20万円を軽減するものとなっている。

### 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 国土交通省

地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する**低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の金額から100万円を控除**することで、**土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る。**

**低額な不動産取引の課題**

想定したよりも売却収入が低い

相対的に譲渡費用（測量費、解体費等）の負担が重い

様々な費用の支出があった上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい

▶

**土地を売らずに、低未利用土地（空き地）として放置**

**売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見出す者への譲渡を促進**

**本特例措置の概要**

- ・市街化区域や用途地域設定区域内等の低未利用土地等の場合は、**土地とその上物の譲渡の対価の額が800万円以下**（※令和5年1月1日～令和7年12月31日）。
- ・上記以外の都市計画区域内にある低未利用土地等の場合は、**土地とその上物の譲渡の対価の額が500万円以下**（※令和2年7月1日～令和7年12月31日）。

で一定の要件を満たす取引について、**長期譲渡所得から最大100万円を控除。**

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

**特例適用イメージ**

譲渡前	譲渡後
譲渡価額 取得費(※1) 譲渡費用(※2) 課税対象 譲渡所得(譲渡益)	譲渡価額 取得費 譲渡費用 譲渡所得(譲渡益) 最大100万円控除 課税対象

(※1) 取得費が分からない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができる。  
 (※2) 宅建業者への仲介手数料、解体費、測量費等で譲渡のために直接要した費用。

**利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ**



北海道北広島市(空き地)  
譲渡価額約310万円



栃木県栃木市(空き店舗)  
譲渡価額約240万円



山形県北広島市(提供)



栃木県栃木市(提供)

- ・ 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- ・ 隣地所有者による管理・利活用

出典：国土交通省「低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置」

長期譲渡所得の税率：所得税 15%、住民税 5%  
※所有期間が5年を超えるもの

#### 4 企業立地促進に関する各自治体の取組み

##### (1) 主な取組み

企業立地に関する取組みは、自治体において広く行われており、補助金を中心に、税負担の軽減、賃料の軽減など、多岐に渡る施策が実施されている。

代表的な施策としては、

- ・ 本社機能を域内に移転した企業に対するインセンティブ
- ・ 特定地域に拠点を設置した企業に対するインセンティブ
- ・ スタートアップ企業に対するインセンティブ

が挙げられる。

団体	主な施策	区分
名古屋市	本社機能等立地促進補助金	補助金
	企業進出促進補助金	補助金
	産業立地強化促進補助金	補助金
	都市型産業研究施設開設補助金・減額制度	補助金・賃料軽減
横浜市	横浜市企業立地支援制度（取得型）	補助金
	横浜市企業立地支援制度（テナント型）	法人市民税課税免除
京都市	賃貸用事業施設等立地促進制度補助金	補助金
	本社・工場等新增設等支援制度	補助金
	市内初進出支援制度	補助金
大阪市	本社機能立地促進助成金	補助金
	新エネルギー・ライフサイエンス事業支援	府税・市税の特例
	市内投資促進補助金	補助金
	外資系企業等進出促進補助金	補助金
	O-BIC 外資系企業進出支援事業	補助金
	金融系外国企業等拠点設立補助金	補助金
金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例	府税・市税の特例	
神戸市	神戸市外から市内へ進出する企業への支援	補助金
	新規オフィスビルを建設する企業への支援	固定資産税不均一課税
	産業団地へ進出する企業への支援	県税・市税不均一課税

## (2) 名古屋市

名古屋市においては、補助金や賃料の減額により企業に対して支援を行っている。

具体的には、

- ・ 市内に本社機能に移転する企業への補助金（雇用加算あり）
  - ・ 市内に初めて事業所を開設する企業への補助金
  - ・ 市内に施設を新增設する企業への補助金
  - ・ 市のインキュベート施設に入居する企業への賃借料の減額
- を行っており、このうち市内に施設を新增築する企業への補助金については、固定資産税・都市計画税の課税標準額の10%の補助を行っている。

 <p><b>名古屋市内へ本社機能等に移転する企業</b></p> <p style="text-align: center;"><b>本社機能等立地促進補助金</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">対象企業</td> <td>名古屋市内に本社機能等に移転する企業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc;">補助内容</td> <td>賃借型 建物の賃借料(36か月分)の最大50%(最大1億円)</td> </tr> <tr> <td>所有型 建物の建設費又は取得費の最大12%(最大10億円)</td> </tr> <tr> <td>共通 移転経費、備品購入費等の最大50%</td> </tr> <tr> <td>加算 本店登記移転加算(最大500万円) 雇用加算(1人あたり最大100万円)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※本社機能等とは企業の意思決定機関のほか、全社的な業務を統括する部署等を含みます。 ※補助金額及び補助要件(従業員数、雇用人数、必要投資額)は移転元地域(東京23区、その他地域)及び企業規模(中小企業、大企業)によって異なります。 ※補助事業着手日(賃貸借契約日・工事契約日)の30日前までに申請が必要です。 ※法人設立後5年未満の企業、愛知県、岐阜県、三重県内からの移転は本補助金の対象となりません。</p>	対象企業	名古屋市内に本社機能等に移転する企業	補助内容	賃借型 建物の賃借料(36か月分)の最大50%(最大1億円)	所有型 建物の建設費又は取得費の最大12%(最大10億円)	共通 移転経費、備品購入費等の最大50%	加算 本店登記移転加算(最大500万円) 雇用加算(1人あたり最大100万円)	 <p><b>名古屋市内に本社オフィス・オフィス・工場・研究施設を新增設する企業</b></p> <p style="text-align: center;"><b>産業立地強化促進補助金</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">対象企業</td> <td>本社オフィスを新增設する企業(全業種) オフィス・工場・研究施設を新增設する企業(情報通信業・製造業)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">補助内容</td> <td>補助対象施設にかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額の10%(最大5億円)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※補助要件(投資額、雇用者数)は施設種別、企業規模(中小企業、大企業)によって異なります。 ※名古屋市内に50年以上本社を置く企業が本社オフィスの建替等を行う場合の補助率は20%となります。 ※工場、研究施設の場合は、単価1,000万円以上の機械設備も補助対象に含まれます。 ※建設工事着工日の30日前までに申請が必要です。 ※法人設立後3年未満の企業は原則、本補助金の対象となりません。</p>	対象企業	本社オフィスを新增設する企業(全業種) オフィス・工場・研究施設を新增設する企業(情報通信業・製造業)	補助内容	補助対象施設にかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額の10%(最大5億円)
対象企業	名古屋市内に本社機能等に移転する企業											
補助内容	賃借型 建物の賃借料(36か月分)の最大50%(最大1億円)											
	所有型 建物の建設費又は取得費の最大12%(最大10億円)											
	共通 移転経費、備品購入費等の最大50%											
	加算 本店登記移転加算(最大500万円) 雇用加算(1人あたり最大100万円)											
対象企業	本社オフィスを新增設する企業(全業種) オフィス・工場・研究施設を新增設する企業(情報通信業・製造業)											
補助内容	補助対象施設にかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額の10%(最大5億円)											
 <p><b>名古屋市内に初めて事業所(オフィス)を開設する企業</b></p> <p style="text-align: center;"><b>企業進出促進補助金</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">対象企業</td> <td>ICT企業、外資系企業、スタートアップ企業、グロース企業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">補助内容</td> <td>オフィスの賃借料(12か月分)の50%(最大1,000万円)</td> </tr> <tr> <td>本店登記移転加算(100万円)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※「グロース企業」は資本金1,000万円以上で売上1億円超または経年利益1,000万円超の企業とします。 ※対象企業の種別ごとに補助要件(雇床面積、雇用人数、法人設立後年数)が異なります。 ※補助対象施設の賃貸借契約日の前日までに申請が必要です。 ※法人設立後3年未満の企業(スタートアップ企業を除く)や既に名古屋市内に事業所がある場合は原則本補助金の対象となりません。</p>	対象企業	ICT企業、外資系企業、スタートアップ企業、グロース企業	補助内容	オフィスの賃借料(12か月分)の50%(最大1,000万円)	本店登記移転加算(100万円)	 <p><b>名古屋市のインキュベート施設に入居する企業</b></p> <p style="text-align: center;"><b>都市型産業研究施設開設補助金・減額制度</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">対象企業</td> <td>名古屋市内の次のインキュベート施設に入居する企業  <ul style="list-style-type: none"> <li>● なごのキャンパス</li> <li>● 名古屋ビジネスインキュベータ(ナビ金山/白金)</li> <li>● デザインラボ</li> <li>● クリエイション・コア名古屋</li> <li>● 名古屋医工連携インキュベータ</li> <li>● サイエンス交流プラザインキュベータールーム</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">補助内容</td> <td>施設賃借料の30%(補助・減額) 最大60ヶ月・1年度あたり最大150万円</td> </tr> </table>	対象企業	名古屋市内の次のインキュベート施設に入居する企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● なごのキャンパス</li> <li>● 名古屋ビジネスインキュベータ(ナビ金山/白金)</li> <li>● デザインラボ</li> <li>● クリエイション・コア名古屋</li> <li>● 名古屋医工連携インキュベータ</li> <li>● サイエンス交流プラザインキュベータールーム</li> </ul>	補助内容	施設賃借料の30%(補助・減額) 最大60ヶ月・1年度あたり最大150万円		
対象企業	ICT企業、外資系企業、スタートアップ企業、グロース企業											
補助内容	オフィスの賃借料(12か月分)の50%(最大1,000万円)											
	本店登記移転加算(100万円)											
対象企業	名古屋市内の次のインキュベート施設に入居する企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● なごのキャンパス</li> <li>● 名古屋ビジネスインキュベータ(ナビ金山/白金)</li> <li>● デザインラボ</li> <li>● クリエイション・コア名古屋</li> <li>● 名古屋医工連携インキュベータ</li> <li>● サイエンス交流プラザインキュベータールーム</li> </ul>											
補助内容	施設賃借料の30%(補助・減額) 最大60ヶ月・1年度あたり最大150万円											

出典：名古屋市「Grow in Growing NAGOYA (パンフレット)」

〈インキュベート施設とは(名古屋市公式ウェブサイトより)〉

インキュベート(=incubate)とは元々は「卵を抱く、孵化させる」と言った意味の英語であり、そこから転じて現在は、起業家の卵を育てる、という意味を持ちます。

インキュベート施設とは、創業前または創業初期段階にある起業家の事業拡大や成功を支援する目的のもと、安価な賃料で事務所スペースを提供したり、事業の立ち上げに関する専門家(インキュベーションマネージャー)などによるサポートを提供したりする施設のことです。

(3) 横浜市（企業立地支援制度 テナント型）

横浜市では、特定の要件を満たした場合における法人市民税の課税免除が採用されている。法人市民税の性質上、黒字企業に対する支援となり、将来の税源涵養を目的としたものと推察される。

なお、平成23年12月横浜市税制研究会「「企業立地に係る税制の活用について」に係る意見書」においては、法人市民税の課税免除について、補助金との違いに触れながら、税制における公平性の課題や歳出予算としての審議がなされないことに対する指摘がなされている。

**【テナント型の支援内容】建物賃借する場合**

**支援対象：初進出の当社・研究開発機能（市内移転も一定要件で対象※）**

対象地域	対象産業	対象機能
みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン	すべての分野	本社、研究開発機能
京浜臨海部、臨海南部工業	環境・エネルギー、健康・医療、自然科学研究、製造業等	本社、研究開発機能
港北中部、鶴見西部・港北東部、鶴見東部、内陸北部、内陸南部、旭・瀬谷、特定地域外	環境・エネルギー、健康・医療、自然科学研究、製造業等	研究開発機能

**建物を賃借する場合に  
最大6年間  
法人市民税  
（法人税割額）  
課税を免除します**

（※認定事業計画に係る事業所の税額分のみ）  
（課税免除期間の1年延長を含めた場合）

**主な要件と支援内容**

対象地域	経常利益、売上高要件	増加する従業員数※	課税免除期間
上記対象地域すべて	経常利益が直近3年間で計2億円以上、 または1年間で1億円以上	100人以上	5年間
		50人以上100人未満	3年間
みなとみらい21、関内周辺、新横浜都心、 京浜臨海部、臨海南部工業	（設立3年以上ー15年未満の場合のみ） 売上高の対前年30%以上増加、 かつ売上高が1事業年度1億円以上	50人以上	3年間
スタートアップに!		30人以上50人未満	3年間

**※対象となる市内移転ケースの要件**  
市内移転の場合は、既存の当社等の人数から100人以上(50人型は50人以上、30人型は30人以上)従業員数が増加する場合、対象となる可能性があります。

**課税免除期間の一年延長**  
みなとみらい21地域では、再生可能エネルギーを100%活用する場合、課税免除期間を1年延長します。



出典：横浜市「横浜市企業立地支援制度のご案内」

〈平成 23 年 12 月横浜市税制研究会

「「企業立地に係る税制の活用について」に係る意見書」（抜粋）〉

- ・ インセンティブ施策における税手法と補助金は、市の財政負担としては同じであるが、補助金と比べインセンティブ税制は公平性の課題など様々な作用がある。
- ・ 税制は、（中略）はっきりと歳出予算に計上されないことから、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく、住民の監視の目が届きにくい。
- ・ 助成金の方が税軽減に比較し、民主主義的な手続きであり、相当の理由がない限り、市民への説明責任の観点から助成金を採用すべきである。
- ・ 法人市民税の課税免除は、（中略）軽減期間となる一定期間、予算上の制約がかからず、一律に法人市民税額を軽減することになる。（中略）財政上の視点からは、法人市民税の課税免除による軽減措置に比べ助成金による支援が優れ適当なのである。

(4) 神戸市

神戸市においては、様々な支援メニューを用意している。具体的には、

- ・市内の賃貸オフィスへ入居する企業には賃料の補助
  - ・市内の建物を取得する企業には建物取得費の補助
  - ・市内に新規オフィスビルを建設する企業には固定資産税の優遇
- など、企業の進出形態に応じた補助がなされるほか、神戸エンタープライズゾーンなどの特定の地域に進出する場合はさらなる税制優遇が用意されている。

また、市民を雇用した場合など、雇用促進に対してもインセンティブが設けられている。

神戸市外から市内へ進出される企業には			
賃貸オフィスへの入居で <b>2025年 新メニュー登場!</b>		建物の取得で	
<p>📍 オフィス賃料</p> <p><b>最大1/4補助</b> (IT企業は最大1/2)</p> <p><small>※賃貸借契約締結前に「オフィス賃料等補助制度」の事業認定申請が必要です</small></p> <p>17ページ</p>	<p>📍 市民雇用に対し1人当たり</p> <p><b>最大100万円補助</b></p> <p>📍 市内転入に対し1人当たり</p> <p><b>最大120万円補助</b></p> <p>17ページ</p>	<p>📍 本社機能の移転に対し建物取得費の</p> <p><b>4%以内を補助</b></p> <p><small>※国の地方拠点強化税制もあります</small></p> <p>31ページ</p>	
新規オフィスビルを建設される企業には		産業団地へ進出される企業には	
<p>📍 土地・建物に対する税優遇</p> <p><b>最大5年間1/2軽減</b></p> <p><small>※建築確認申請前に、「神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」における「オフィスビル事業計画」の認定が必要です</small></p> <p>20ページ</p>	<p>📍 土地・建物・償却資産に対する税優遇</p> <p><b>最大10年間2/3軽減</b></p> <p><small>※「神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」における特定事業の認定が必要です</small></p> <p>30ページ</p>		

出典：神戸市「神戸ビジネス環境のご案内 2025」

## 5 補助金と税負担軽減策の比較

インセンティブを与える各自治体の施策では補助金が主流となっており、市税の負担の軽減を採用する場合も、国税や都道府県税などの他税との組合せによりインセンティブを与えることが多い。このことを踏まえて、補助金と税負担軽減策の特色を比較する。

区分	補助金	税負担軽減策
対象者	柔軟な設定が可能	納税義務者に限る
時期	柔軟な設定が可能 →資金需要の大きい事業開始時の支援に馴染む	納税の時期に依存 →将来の軽減が約束されるため事業者の意思決定には影響する
金額	柔軟な設定が可能 →資金需要の大きい事業開始時の支援に馴染む	税額に依存
財源規模	歳出予算が上限	該当がある限り上限なし
議会による統制 (市民の監視)	歳出予算を毎年度審議	条例改正時に審議 (時限措置の場合は期限ごと)
リスク	倒産・撤退等（リスク大） →期待される税収＋交付した補助金に相当するリスク →後者は返還制度の設定などによる対応が考えられる	倒産・撤退等（リスク小） →期待される税収に相当するリスク
企業収益への影響	原則として、企業収益の増加 →法人税等の負担の増加	固定資産税等の場合、損金の減少 →法人税等の負担の増加
その他	税相当額の支援を採用すれば税負担の軽減と同様のターゲットを設定可能	国税や県税の負担軽減と合わせて行う場合は、市民の理解が得やすい

民間投資においては、一般的に初期費用が大きな負担となっていることから、各自治体の傾向として初期費用に対する負担の軽減策が講じられていることが多い。このことから、税負担軽減策の場合は支援の範囲が納税の時期や税額に依存するため、企業が必要とする時期や規模に適した支援ができるよう、補助金を採用する自治体が多いものと考えられる。

また、税負担軽減策については、税の三原則である「公平・中立・簡素」を考慮してもなお、それを上回る公益性があると考えられる場合に採用すべきであるとともに、補助金とは異なり毎年度の歳出予算の審議による市民の監視が行き届かないという側面があることから、特定の企業に対する支援策としては補助金が採用されやすい。

## 6 法定外税等により一定の行為を誘導する各自治体の取組み

### (1) 主な取組み

法定外税等、とりわけ法定外目的税については、財源調達的手段としてだけではなく、一定の行為を規制・誘導するなど、特定の政策目的を達成するための手段として活用することもできる。

また、法定外税等による一定の行為の規制・誘導は、短期的な政策目的の達成だけでなく、規制・誘導の結果として、人口増加など将来的な税源涵養という目的を果たすことにも繋がるものである。

これらを踏まえて、他自治体における法定外税の取組みを参考に、民間投資の促進につながるような法定外税の活用方法がないか検討する。

具体的な例示としては、京都市においては非居住住宅の抑制、豊島区においては狭小住戸集合住宅の抑制という明確な行政課題への対応策として、法定外税を活用している。

団体	主な施策	区分
京都市	非居住住宅利活用促進税	法定外税
豊島区	狭小住宅集合住宅税	法定外税

なお、法定外税以外では、高度利用を促進する区画の地権者に対する固定資産税の超過課税（不均一課税）が考えられるが、特定の対象にのみ超過課税を行うことは、「その一部に対して特に利益がある」（地方税法第7条）場合に限られることから適当でなく、現在、他自治体における事例も見当たらない。

#### 〈地方税法第7条〉

地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税することができる。

#### 〈地方税法総則逐条解説（地方税務研究会、2017年）〉

「特に利益がある」とは、地方団体の他の部分に比べて一部の地域のみが特に享受することできる積極的な利益があることをいう。例えば、市町村内のある一定の地域のみが利用することができる下水道を整備し、又は道路を新設する場合等がこれに該当する。

(2) 京都市（非居住住宅利活用促進税） ※令和11年度導入予定

京都市においては、手頃な住宅を求めて若年・子育て層が近隣都市などに流出していること、空き家・別荘・セカンドハウス等の非居住住宅の存在が、防災・犯罪や生活環境に多くの問題を生じさせていることなどの課題があることから、人口減少の抑制や将来の社会的費用の低減に向けて、「非居住住宅利活用促進税」を導入し、住宅供給の促進、子育て世代を中心とした居住の促進、空き家の発生抑制に活用することを検討している。

### 「非居住住宅利活用促進税」導入の背景と目的

京都市では、手頃な住宅を求めて若年・子育て層が近隣都市などに流出しており、都市の持続性を脅かす最重要課題の一つとなっています。

また、空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在は、防災・防犯や生活環境に多くの問題を生じさせ、地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つとなっています。

少子化傾向が継続している中、現状をこのままにしておくと、空き家の数は大幅に増加していくと見込まれます。

出典元:京都市「住民基本台帳」 ※令和元年10月～令和2年9月の合計

出典元:京都市「平成30年住宅・土地統計調査」「住宅及び世帯に関する基本集計」の概要 ※同統計における「空き家」には、別荘等の二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を含む。

この状況を変えていくため、京都市では、「非居住住宅利活用促進税」の導入に取り組んでいます。

非居住住宅に新税のご負担をお願いすることで、その利活用を検討いただき、住宅供給の促進、子育て世代を中心とした居住の促進、空き家の発生抑制などにつなげ、まちに良い効果をもたらします。これらの効果は、人口減少の抑制や将来の社会的費用の低減にもつながります。

また、税収は、空き家の活用支援などの取組に重点的に充てていく予定です。

出典：京都市「【チラシ】空き家・別荘などの非居住住宅への新税導入を進めています」

#### 課税標準及び税率

非居住住宅利活用促進税の課税標準		
家屋価値割	非居住住宅に係る固定資産評価額（家屋）	
立地床面積割	非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る1平方メートル当たり固定資産評価額×当該非居住住宅の延べ床面積	

非居住住宅利活用促進税の税率		
	家屋価値割の課税標準	税率
家屋価値割	—	0.7%
立地床面積割	700万円未満	0.15%
	700万円以上900万円未満	0.3%
	900万円以上	0.6%

出典：京都市ウェブサイト「非居住住宅利活用促進税について（令和11年度課税開始予定）」

(3) 豊島区 (狭小住戸集合住宅税 (ワンルームマンション税))

豊島区においては、税の創設時、域内の住宅の40%以上が専ら面積30㎡未満の住戸で、ファミリー向け住宅が極端に少ないという状況にあるとともに、全世帯における単身世帯の割合は56%と、23区で最も高い数値となっていた。

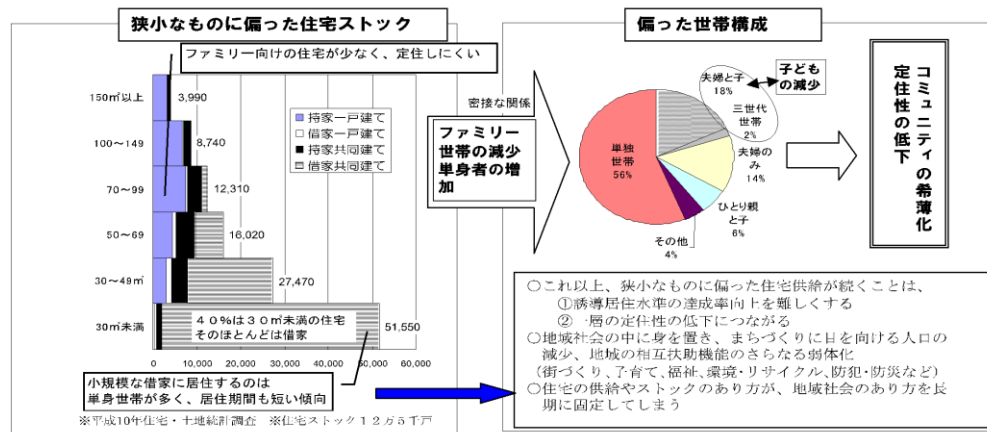
単身者も家族世帯も含めて、多様な人々が長く住み続けられるよう、住宅ストックのバランスの是正に向けて、狭小住戸を有する集合住宅の建築に対して課税を行うことで抑制を図り、最低でも二人世帯が暮らせるような住宅の供給を誘導していくことを目的として創設された。

この税の創設目的 (趣旨) はなんですか？

税の創設時、豊島区内には約12万5千戸の住宅がありましたが、これらの40%以上が専ら面積30㎡未満の住戸である一方、ファミリー向け住宅が極端に少ないという状況にありました。加えて、全世帯における単身世帯の割合は56%と、23区で最も高い数値となっていました。

単身者も家族世帯も含めて多様な人々が長く住み続けられるためには、住宅ストック (総量) のバランスを是正することで、将来の健全な地域コミュニティを維持する政策が重要です。豊島区では、様々な住宅施策を講じてファミリー用住宅の供給に努める一方で、一定数以上の狭小住戸を有する集合住宅の建築に対して課税を行うことで抑制を図り、最低でも二人世帯が暮らせるような住宅の供給を誘導していくことを目的としてこの税を創設しました。

この税は決して「単身者追い出し」の方策ではありません。また、入居者にかかる税でもありません。単身者向け住宅は豊島区には十分に供給されており、今後、一定基準の狭小な住戸を有する集合住宅を建築しようとする建築主様に抑制をお願いするものです。



「狭小住戸集合住宅税」課税概要

1	課税対象	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為に課税します。 ☆「狭小住戸」とは、集合住宅における1住戸の専ら面積が <b>30㎡未満のもの</b> 。 ☆「建築等」とは、 <b>新築・増築・大規模修繕・大規模模様替え・用途変更等によって、新たに狭小住戸が発生することを言います。</b>
2	納税義務者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主となります。 ☆「建築主」とは、建築等の工事請負契約における注文者、又は請負契約によらず自ら工事する者を言います。
3	税率	狭小住戸1戸につき500,000円

出典：豊島区「豊島区狭小住戸集合住宅税のお知らせ」

## 7 税制の活用の考え方

民間投資を促進する要因としては、関係者に対する税制面でのアプローチのみならず、都市の魅力や規制緩和といった要素が複合的に関連するものと考えられる。その上で、税制面でのアプローチとしては、税負担を軽減する税制又は、追加的な税負担を求める税制を活用し、一定の行動や選択を促す可能性が考えられるところだが、各自治体の事例を参考にすると、以下のような活用方法が考えられる。

### (1) 税負担を軽減する税制を活用する場合

関係者にインセンティブを与えるときは、補助金の活用を基本としつつ、国税や県税との組合せによる税負担の軽減が図られるなど、市民にとってわかりやすく、効果が大きいと見込まれるときに限り税制を活用する。この場合においても、同様の効果を補助金で代替することができないかなど、他の手法も含めて検討する。

### (2) 追加的な税負担を求める税制を活用する場合

追加的な税負担を求める税制としては法定外税が挙げられ、喫緊の行政課題への対応が必要な都市において活用されている。

このことを踏まえると、喫緊の行政課題の解決につながる法定外税の導入が可能であるなど、公平性の観点を考慮しつつ、なお、税源涵養につながり公益の増進に資すると判断できる場合にのみ、追加的な税負担を求める税制を活用すべきであると考えられる。

## おわりに

当税制研究会では、令和6年11月から令和8年3月までの間、計5回に渡り法定外税及び税源涵養策の活用について、税所管部局において制度設計する際に持つべき視点を検討してきた。

法定外税については、全国的な機運の高まりを踏まえ宿泊税を取り上げた。宿泊税は先行自治体において法定外目的税として導入されており、その導入に当たっては、観光施策に要する財源の規模や用途を十分に検討する必要があることや、その内容に応じて制度設計すべきであることを確認するとともに、本市において行われている個人市民税の減税との関連性も踏まえ、制度設計の考え方を整理したところである。

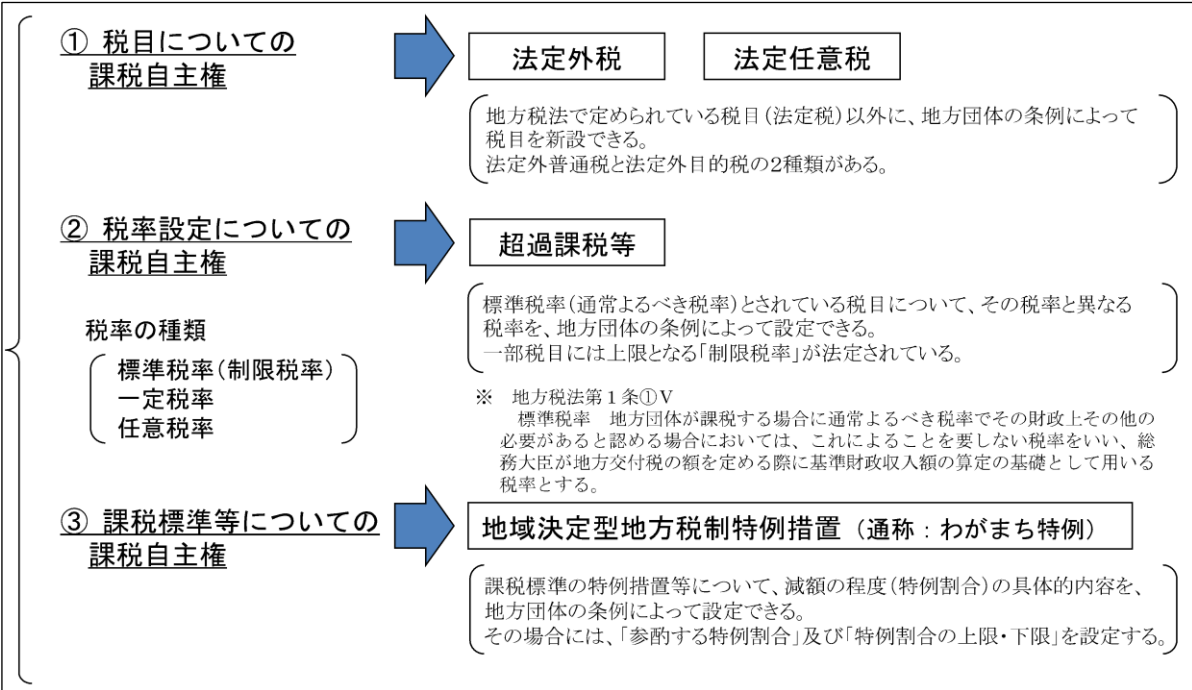
また、税源涵養策については、本市「公共投資に関する研究会」において令和6年3月に取りまとめられた報告書を踏まえ、民間投資の促進に資する税制を取り上げた。民間投資の促進には、税制だけではなく規制緩和など複数の要素が関係することから、公平性の確保が求められるという税制の性格を踏まえたうえで、他の手法と比較し、最適な手法を選択する必要がある。

施策の推進や地域課題の解決に関して税制を効果的に活用するには、それが法定外税の場合であっても、税源涵養策の場合であっても、その事業の目的を明確にすることが重要である。目的に適う解決策として、税制を活用すべきか、また、活用する場合にはどのような制度設計とすべきかを検討するに当たっては、本報告書を参考にした検討がなされることを期待したい。

# 参 考 资 料

## 1 課税自主権の概要

課税自主権 地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること。



出典 総務省 HP「課税自主権の概要」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_23.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_23.html))

## 2 課税自主権の拡充

### 1 法定外税における国の関与の縮減等

平成 12 年 4 月（地方分権一括法）

- ・法定外普通税の「許可制」から、「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更
- ・法定外目的税の創設

平成 16 年度 税制改正

- ・既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を廃止
- ・特定納税義務者への意見聴取制度を創設

### 2 超過課税における税率設定の自由度の拡大等

平成 15 年度 税制改正

- ・法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1 倍→1.2 倍]

平成 16 年度 税制改正

- ・標準税率によらないことができる要件の緩和（超過課税の制約緩和）
- ・固定資産税について、制限税率を廃止

平成 18 年度 税制改正

- ・自動車税・軽自動車税について制限税率を緩和 [1.2 倍→1.5 倍]

### 3 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

平成 24 年度から導入。令和 7 年度には 45 項目に適用。

出典 総務相 HP「課税自主権の概要」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_23.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_23.html))

### 3 法定外税の概要

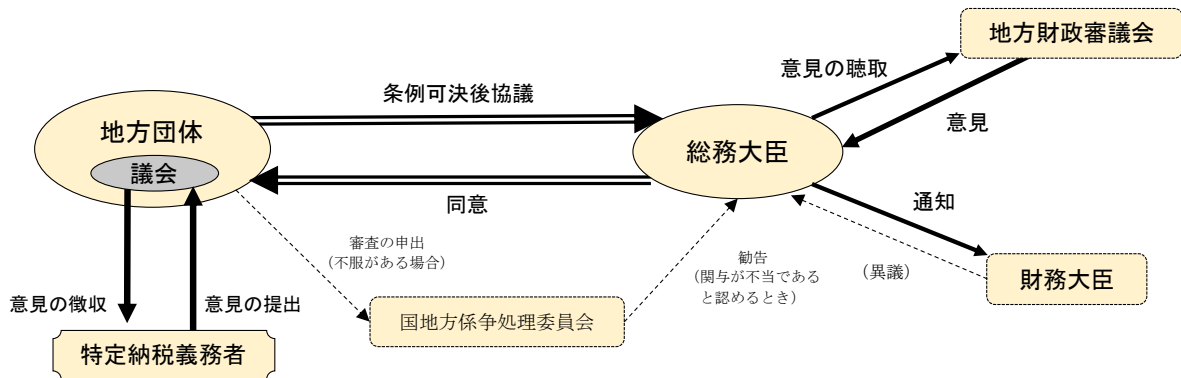
#### 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。

平成 12 年 4 月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成 16 年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手續が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

#### 2 新設等の手續



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条）

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1) 及び (2) のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

#### 特定納税義務者

当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の 10 分の 1 を継続的に超えると見込まれる者として、次の 2 つの要件をどちらも満たすと見込まれる者。

- (1) 条例施行後 5 年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の 1/10 を超える見込みがあること
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の 1/10 を超える年が、条例施行後 5 年間のうち 3 年以上あると見込まれること

出典：総務省 HP「法定外税」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_24.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_24.html))

4 法定外税の状況（令和8年1月13日現在）

令和5年度決算額		8 1 7 億円		（地方税収額に占める割合 0. 1 9 %）	
<b>法定外税の状況</b>					
(令和8年1月13日現在) (令和5年度決算額) (単位:億円)					
<b>1 法定外普通税 [542億円(24件(*1))]</b>					
[都道府県]					
石油価格調整税	沖縄県	10	産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	70
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	293			
核燃料等取扱税	茨城県	12			
核燃料物質等取扱税	青森県	196			
再生可能エネルギー共生税	宮城県(*2)、青森県(*2)	—			
計	15件	511	計	32件	157
[市区町村]					
別荘等所有税	熱海市	5	遊漁税	富士河口湖町	0. 1
歴史と文化の環境税	太宰府市	0. 7	環境未来税	北九州市	11
使用済核燃料税(*3)	薩摩川内市、伊方町、柏崎市、むつ市(*2)	17	使用済核燃料税	玄海町	5
狭小住戸集合住宅税	豊島区	3	環境協励税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村	0. 3
空港連絡橋利用税	泉佐野市	4	開発事業等緑化負担税	箕面市	0. 6
宮島訪問税	廿日市市	2	宿泊税	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、赤井川村、弘前市、松江市、仙台市	102
非居住住宅利活用促進税	京都市市(*4)	—			
計	9件(*1)	31	計	23件(*1)	118
<b>合計: 79件(法定外普通税24件(*1)、法定外目的税55件(*1)) / 実施団体数: 64団体(34都道府県、30市区町村)(*1)(重複除き)</b>					
<small>*1 件数には、令和7年12月1日現在、条例未施行のものは含まれていない。  <small>*2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、使用済核燃料税(むつ市)は令和6年9月24日に、宿泊税(二セコ町)は令和6年11月1日に、宿泊税(常滑市)は令和7年1月6日に、宿泊税(熱海市)は令和7年4月1日に、地域共生促進税(宮城県)は令和7年10月1日に、再生可能エネルギー地域共生促進税(むつ市)は令和7年10月7日に、宿泊税(赤井川村)は令和7年11月1日に、宿泊税(弘前市、松江市)は令和7年12月1日に、宿泊税(宮城県、仙台市)は令和8年1月13日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。  <small>*3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料税として使用済核燃料税として徴収されている。  <small>*4 非居住住宅利活用促進税(京都市)の施行予定日は令和11年11月1日である。  <small>*5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(品川区)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税対象とするものとして課税されている。  <small>*6 環境協励税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。  <small>*7 北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、苫小牧市、新得町、留寿都村、占冠村、那須町、湯河原町、長野県、軽井沢町、阿智村、白馬村、(※7)岐阜市、鳥羽市、広島県、熊本市  <small>*8 北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、苫小牧市、新得町、留寿都村、占冠村、海河原町、岐阜市、鳥羽市、広島県は令和8年4月1日、長野県、軽井沢町、阿智村、白馬村は令和8年6月1日、熊本市は令和8年7月1日、那須町は令和8年10月1日である。  <small>*9 四捨五入の関係上、各数値の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。</small> </small> </small> </small> </small> </small> </small></small></small>					

出典：総務省 HP「法定外税」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_24.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_24.html)

## 5 近年創設された法定外税

総務省同意 年月日	自治体名	税目		施行年月日
令和4年 6月24日	長崎県長崎市	宿泊税	法定外目的税	令和5年 4月1日
令和4年 9月6日	青森県むつ市	使用済燃料税	法定外普通税	未定
令和5年 3月24日	京都府京都市	非居住住宅 利活用促進税	法定外普通税	令和8年以降 (予定)
令和5年 11月17日	宮城県	再生可能エネルギー 地域共生促進税	法定外普通税	令和6年 4月1日
令和6年 3月12日	北海道ニセコ町	宿泊税	法定外目的税	令和6年 11月1日
令和6年 6月14日	愛知県常滑市	宿泊税	法定外目的税	令和7年 1月6日
令和6年 6月14日	静岡県熱海市	宿泊税	法定外目的税	令和7年 4月1日
令和6年 8月6日	北海道赤井川村	宿泊税	法定外目的税	令和7年 11月1日
令和7年 1月1日 以降	岐阜県高山市 はじめ30団体	宿泊税	法定外目的税	※自治体によ り異なる
令和7年 10月6日	青森県	再生可能エネルギー 共生税	法定外普通税	令和7年 10月7日

(注) 令和7年12月末現在総務省同意済みのものを掲げた。

## 6 政令指定都市における宿泊税の検討状況

### 1 導入済み

自治体名	検討状況等
京都市	税率を最高1万円に引き上げる改正条例が成立。
北九州市	別途福岡県も導入済。
福岡市	

### 2 導入予定

自治体名	検討状況等
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年4月課税開始予定（北海道と同時）。</li> <li>段階的定額制（5万円未満200円、5万円以上500円）</li> <li>北海道の宿泊税はこれに上乗せ。</li> <li>免税点はなし。</li> <li>修学旅行等は課税免除。</li> </ul>
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年1月課税開始予定（宮城県と同時）。</li> <li>定額制（県内一律300円、仙台市内のみ県100円・市200円）</li> <li>免税点 6,000円</li> </ul>
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年7月課税開始予定。</li> <li>定額制（200円）</li> <li>免税点はなし。</li> </ul>

### 3 未導入

名古屋市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市

(補足)

自治体名	検討状況等
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の導入検討を踏まえ、上乗せ徴収について検討中。</li> <li>定額制（150円、市が導入する場合これに上乗せ）</li> <li>免税点はなし。</li> <li>外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除（修学旅行の例外規程なし）。</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府が宿泊税を導入済み。</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年9月から税率の引き上げ・免税点の引き下げを実施。</li> </ul>
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税をはじめとした新たな観光財源の導入について検討を始めるとの報道。</li> </ul>

(注) 令和7年12月末現在の報道等で把握したものを並べた。

## 7 宿泊税の導入状況

自治体名	東京都	大阪府	京都市
条例施行日	H14. 10. 1	H29. 1. 1	H30. 10. 1
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
区分	法定外目的税		
課税客体 (宿泊行為)	・ホテル、旅館	・ホテル、旅館、簡易宿所 ・特区民泊 ・民泊	・ホテル、旅館、簡易宿所 ・民泊
課税標準	上記施設への宿泊数		
納税義務者	上記施設への宿泊者		
徴収方法	特別徴収		
特別徴収義務者	・ホテル等の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）		
税率	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が
	①1万5千円未満 100円	①1万5千円未満 200円	①2万円未満 200円
	②1万5千円以上 200円	②1万5千円以上 2万円未満 400円 ③2万円以上 500円	②2万円以上 5万円未満 500円 ③5万円以上 1,000円
課税免除	一人一泊1万円未満の宿泊	①一人一泊5千円未満の宿泊 ②修学旅行等（万博期間に限る）	修学旅行等
特別徴収義務者への補助金	宿泊税特別徴収交付金	①宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 ②宿泊税システム改修費補助金 <sup>注2</sup>	宿泊税特別徴収事務補助金
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり
税収(R6決算)	4,399百万円	3,322百万円	6,165百万円

(注1) 令和7年12月までに課税を開始した自治体を掲げた。

(注2) 令和7年9月1日の制度改正に伴う補助金。

(注3) 京都市及び俱知安町では税率の引き上げが予定されている。

自治体名	金沢市	倶知安町	福岡県
条例施行日	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1
目的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
区分	法定外目的税		
課税客体 (宿泊行為)	・ホテル、旅館、簡易宿所 ・民泊	・ホテル、旅館、簡易宿所 ・民泊	・ホテル、旅館、簡易宿所 ・特区民泊 ・民泊
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者		
徴収方法	特別徴収		
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）		
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	一人一泊、一部屋一泊または一棟一泊の、 宿泊料金の2%	一人一泊について、 200円 ただし、 ①福岡市内 北九州市内 50円 ②その他の市町村が宿泊税を課税する場合 100円
課税免除	一人一泊 5千円未満の宿泊（令和6年10月1日から）	修学旅行等	—
特別徴収義務者への補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金 ※福岡県、福岡市、北九州市は同様の制度
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり
税収(R6決算)	981百万円	568百万円	1,874百万円

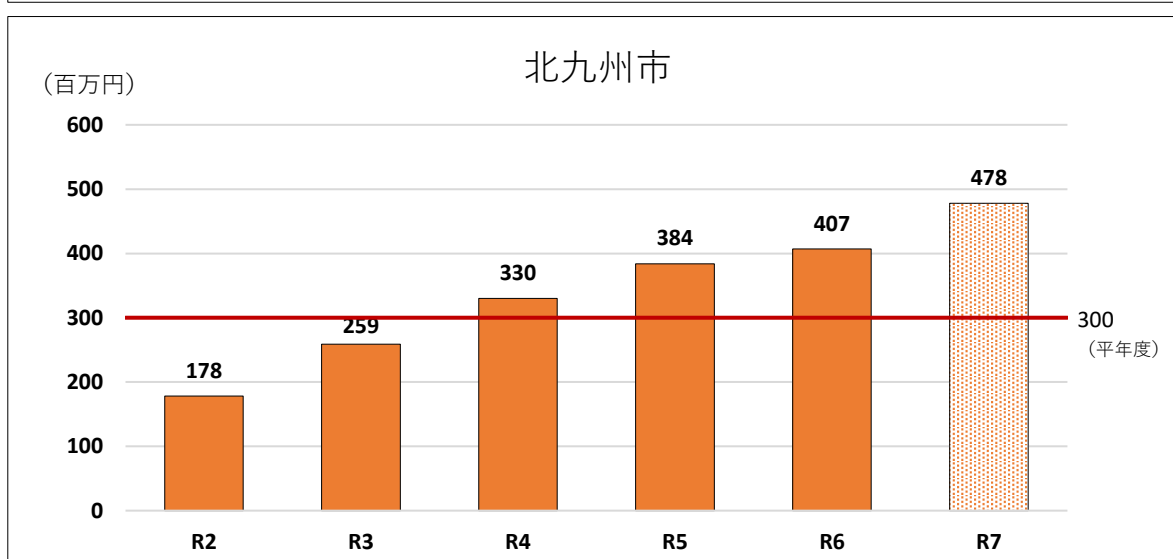
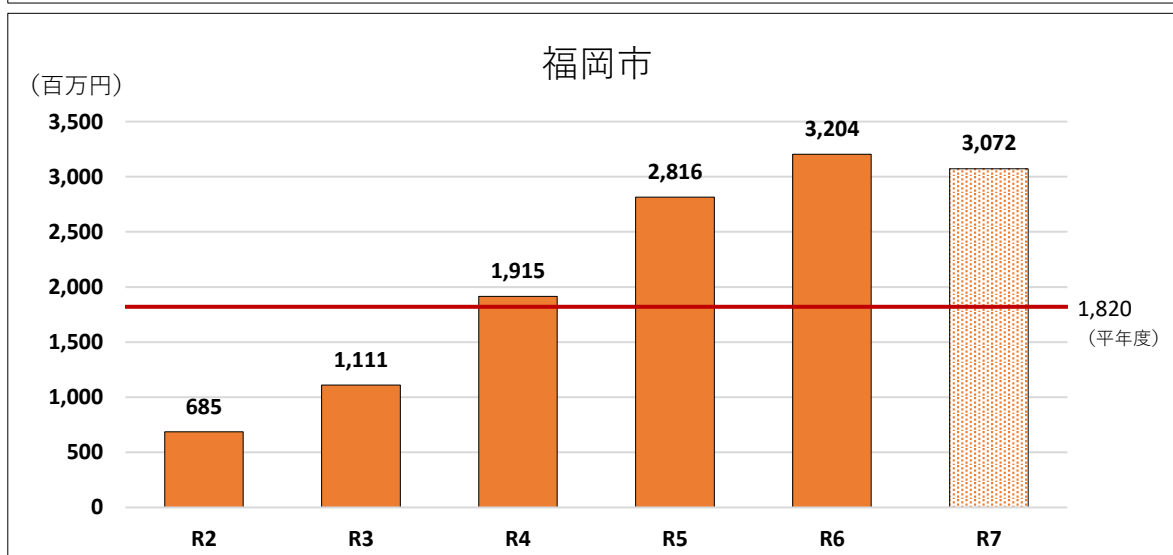
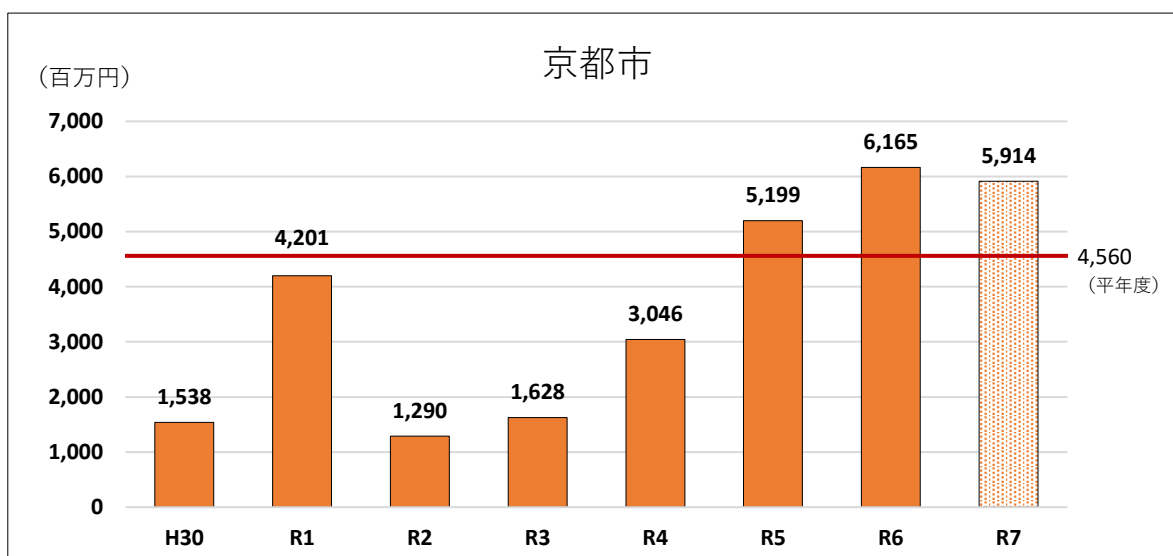
自治体名	福岡市	北九州市	長崎市
条例施行日	R2. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 4. 1
目的	観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進、M I C E の振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
区分	法定外目的税		
課税客体 (宿泊行為)	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・特区民泊 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊
課税標準	上記施設への宿泊数		
納税義務者	上記施設への宿泊者		
徴収方法	特別徴収		
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）		
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満 150円 ②2万円以上 450円	一人一泊について、 150円	一人一泊について、宿泊料金が ① 1万円未満 100円 ②1万円以上2万円未満 200円 ③2万円以上 500円
課税免除	—	—	修学旅行等
特別徴収義務者への補助金	宿泊税報奨金 ※福岡県、福岡市、北九州市は同様の制度	宿泊税報奨金 ※福岡県、福岡市、北九州市は同様の制度	宿泊税特別徴収事務報償金
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後3年を目途に見直し規定あり
税収(R6決算)	3,204百万円	407百万円	362百万円

自治体名	ニセコ町	常滑市	熱海市
条例施行日	R6. 11. 1	R7. 1. 6	R7. 4. 1
目的	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
区分	法定外目的税		
課税客体 (宿泊行為)	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊
課税標準	上記施設への宿泊数		
納税義務者	上記施設への宿泊者		
徴収方法	特別徴収		
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）		
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上5万円未満 500円 ③5万円以上10万円未満 1,000円 ④10万円以上 2,000円 ※当分の間、5,001円未満の場合は100円	一人一泊について、 200円	一人一泊について、 200円
課税免除	修学旅行等	—	①12歳未満の者 ②修学旅行等
特別徴収義務者への補助金	①特別徴収事務交付金 ②導入対応支援交付金	①特別徴収義務者報奨金 ②宿泊税システム整備費補助金	①宿泊税特別徴収事務交付金 ②宿泊税システム整備費等補助金
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後5年間
税収(R6決算)	162百万円（平年度）	200百万円（平年度）	600百万円（平年度）

自治体名	高山市	下呂市	赤井川村
条例施行日	R7. 10. 1	R7. 10. 1	R7. 11. 1
目的	国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させ、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりをすすめる施策に要する費用に充てる	観光の振興を図る施策に要する費用に充てる 歴史、伝統、文化など本市固有の魅力を高め、もって市民生活と調和した持続可能なまちづくりにつなげる	赤井川村の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充てる
区分	法定外目的税		
課税客体 (宿泊行為)	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊	・旅館、ホテル、簡易宿所 ・民泊
課税標準	上記施設への宿泊数		
納税義務者	上記施設への宿泊者		
徴収方法	特別徴収		
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）		
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円未満 100円 ②1万円以上3万円未満 200円 ③3万円以上 300円	一人一泊について、宿泊料金が ①5千円未満 100円 ②5千円以上 200円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円
課税免除	①年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ②修学旅行等	①12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者 ②修学旅行等	①一人一泊8千円未満の宿泊 ②修学旅行等
特別徴収義務者への補助金	①徴収事務交付金 ②宿泊税対応システム整備費補助金	①徴収事務交付金 ②宿泊税システム整備費等補助金	特別徴収義務者徴収奨励金
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり
税収(R6決算)	400百万円（平年度）	200百万円（平年度）	41.6百万円（平年度）

自治体名	弘前市	松江市
条例施行日	R7.12.1	R7.12.1
目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる
区分	法定外目的税	
課税客体 (宿泊行為)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館、ホテル、簡易宿所</li> <li>・民泊</li> </ul>	
課税標準	上記施設への宿泊数	
納税義務者	上記施設への宿泊者	
徴収方法	特別徴収	
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>
申告納入期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能）	
税率	一人一泊について、 200円	一人一泊について、 200円
課税免除	修学旅行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一人一泊5千円未満の宿泊</li> <li>②修学旅行等</li> </ul>
特別徴収義務者への補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特別徴収事務交付金</li> <li>②宿泊税システム整備等補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特別徴収事務交付金</li> <li>②宿泊税レジシステム改修等補助金</li> </ul>
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり
税収(R6決算)	120百万円（平年度）	330百万円（平年度）

## 8 他自治体における宿泊税収の推移



(注1) 各自治体の予算・決算資料を基に作成。

(注2) 令和6年度までは決算額、令和7年度は当初予算額である。

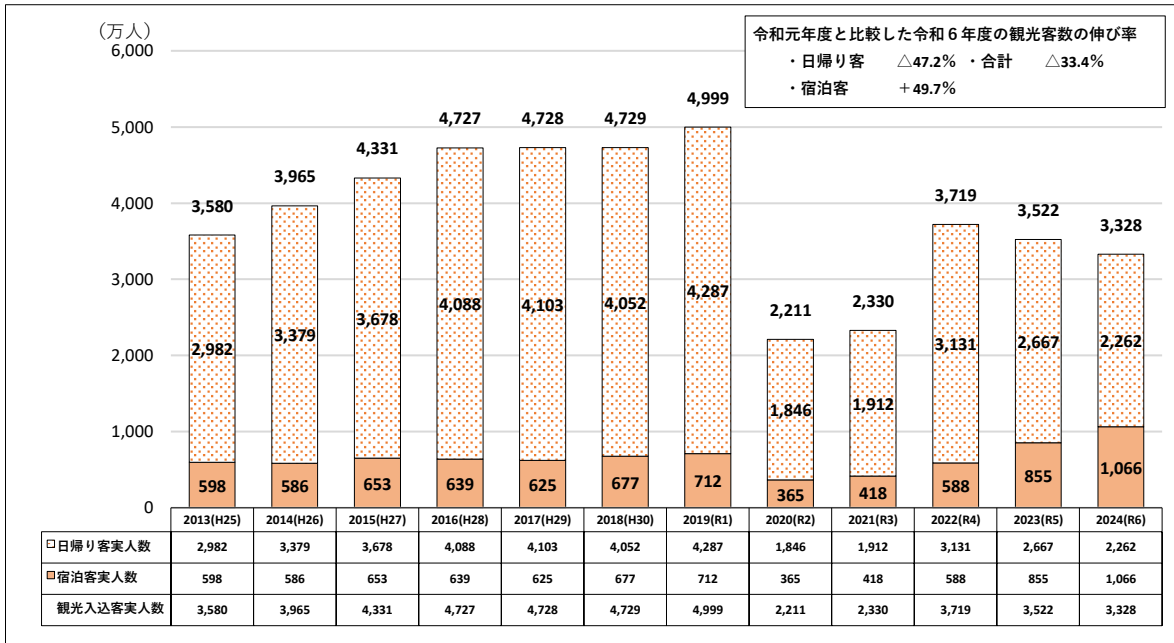
(注3) 平年度の収入見込み額は、総務省同意資料より引用したもので、宿泊税導入当初に見込まれていた税収である。

## 9 宿泊税の主な使途

施 策	事 業 例
受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー化の推進（東京都）</li> <li>・ トラベルサービスセンター運営（大阪府）</li> <li>・ 水と光とみどりのまちづくり推進事業（公共船着場等の整備等）（大阪府）</li> <li>・ 119番通報等における多言語通訳体制（京都市）</li> <li>・ 市民利用と観光利用の棲み分けに向けた「観光特急バス」の新設（京都市）</li> <li>・ 観光駐車場周辺環境向上対策（金沢市）</li> <li>・ ひらふ地区ロードヒーティング事業（倶知安町）</li> <li>・ 地域DMO（倶知安観光協会）支援事業（倶知安町）</li> <li>・ 公衆トイレ環境の向上（福岡市）</li> <li>・ 世界遺産保存整備事業（長崎市）</li> </ul>
魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナイトカルチャー魅力創出事業（大阪府）</li> <li>・ 文化・伝統産業の担い手育成（京都市）</li> <li>・ 街路樹等雪吊り魅力向上事業（金沢市）</li> <li>・ 博多旧市街エリアにおける歴史・文化に配慮した道づくり（福岡市）</li> <li>・ 魅力ある水辺空間の創出事業（福岡市）</li> <li>・ 遊び体験メニュー造成・磨き上げ（常滑市）</li> </ul>
プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツーリズムEXPOジャパン2023等開催支援事業（大阪府）</li> <li>・ デジタルマーケティング回遊分析・情報発信（福岡市）</li> <li>・ 広域連携誘客事業（福岡市）</li> <li>・ 修学旅行などの団体客誘致促進（北九州市）</li> </ul>
M I C E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M I C E誘致推進事業（大阪府）</li> <li>・ 安全安心なM I C Eの徹底（京都市）</li> <li>・ 国内を代表するM I C E拠点の形成（福岡市）</li> <li>・ M I C E開催助成（北九州市）</li> </ul>

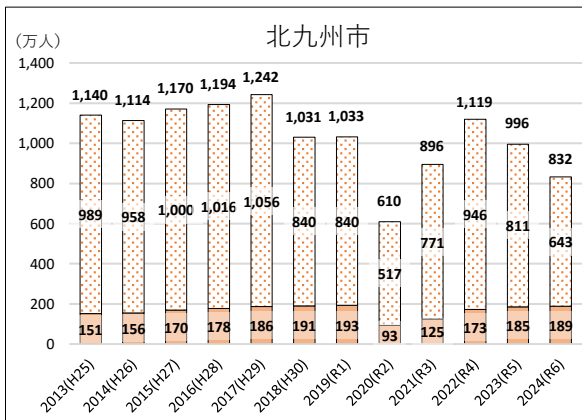
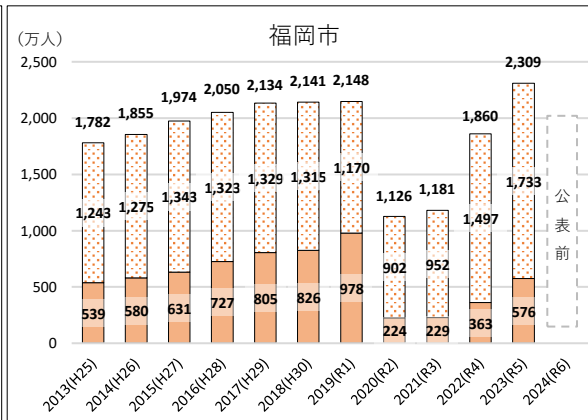
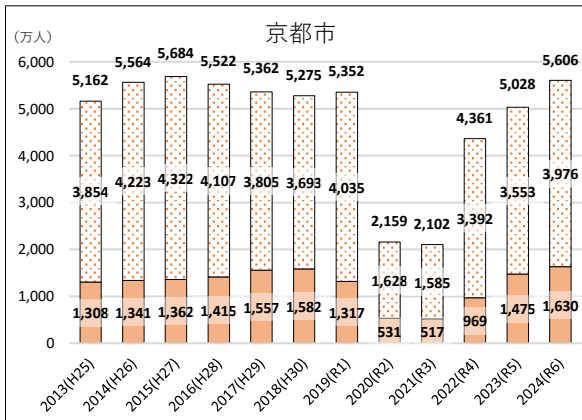
## 10 入込観光客数（実人数）の推移

### 1 名古屋市



(注) 平成28年以前は年度による集計、平成29年以後は暦年による集計である。  
 名古屋市観光文化交流局「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」を基に作成。

### 2 他自治体



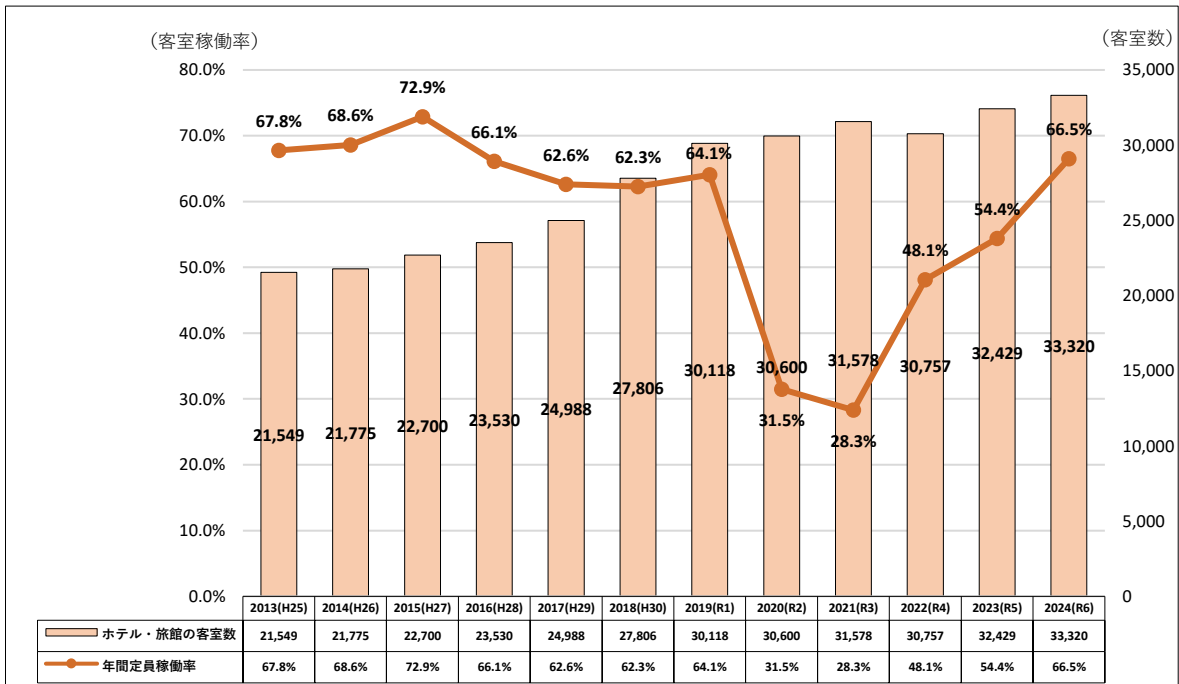
(凡例)  
 日帰り客実人数 宿泊客実人数

(注)  
 1 京都市の令和2年及び令和3年の値は全国共通基準に基づかない独自推計であり、他の年との時系列による比較はできない。  
 2 京都市の宿泊客数は、調査手法の変更により令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。  
 3 福岡市の宿泊客数は、令和元年までは、観光庁の「宿泊旅行統計調査」の結果を利用した推計、令和2年以降は「福岡市税務統計」及び観光庁の「宿泊旅行統計調査」の結果を利用した推計である。

以下を基に作成。

- ・京都市「京都観光総合調査」
- ・福岡市「福岡市の観光・MICE（福岡市観光統計）」
- ・北九州市「北九州市観光動態調査」

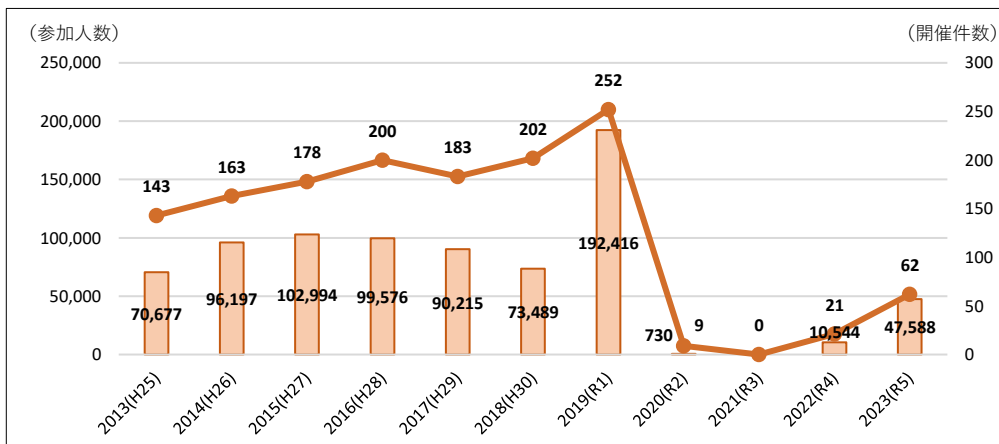
## 11 ホテル・旅館の客室数及び年間定員稼働率（名古屋市）



(注) 平成28年以前は年度による集計、平成29年以後は暦年による集計である。  
名古屋市観光文化交流局「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」を基に作成。

## 12 国際会議の開催状況

名古屋市での国際会議開催件数及び参加人数の推移



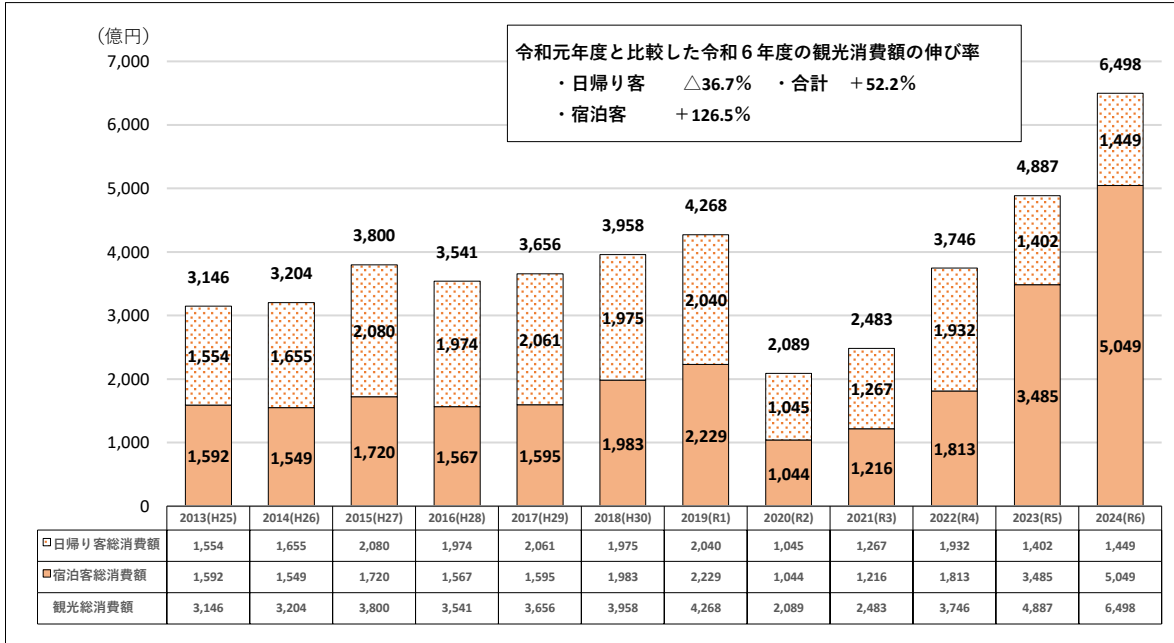
都市別 国際会議の開催件数の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	143	163	178	200	183	202	252	9	0	21	62
東京（23区）	531	543	557	574	608	645	561	63	3	134	311
京都市	176	202	218	278	306	348	383	26	4	70	172
大阪市	172	130	139	180	139	152	204	9	0	11	45
福岡市	253	336	363	383	296	293	313	15	0	33	79
北九州市	57	73	86	105	134	133	150	6	2	10	45

日本政府観光局（JNTO）「国際会議統計」を基に作成。

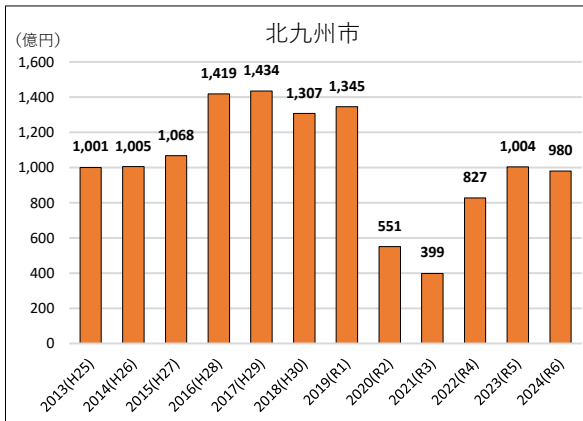
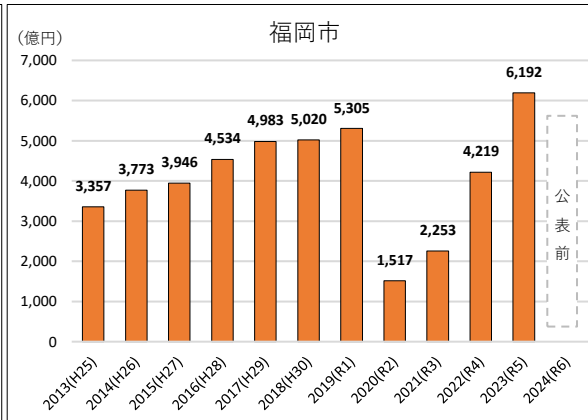
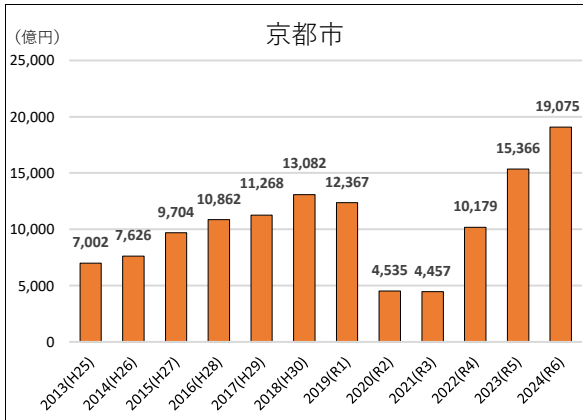
### 13 観光消費額の推移

#### 1 名古屋市



(注) 平成28年以前は年度による集計、平成29年以後は暦年による集計である。  
 名古屋市観光文化交流局「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」を基に作成。

#### 2 他自治体

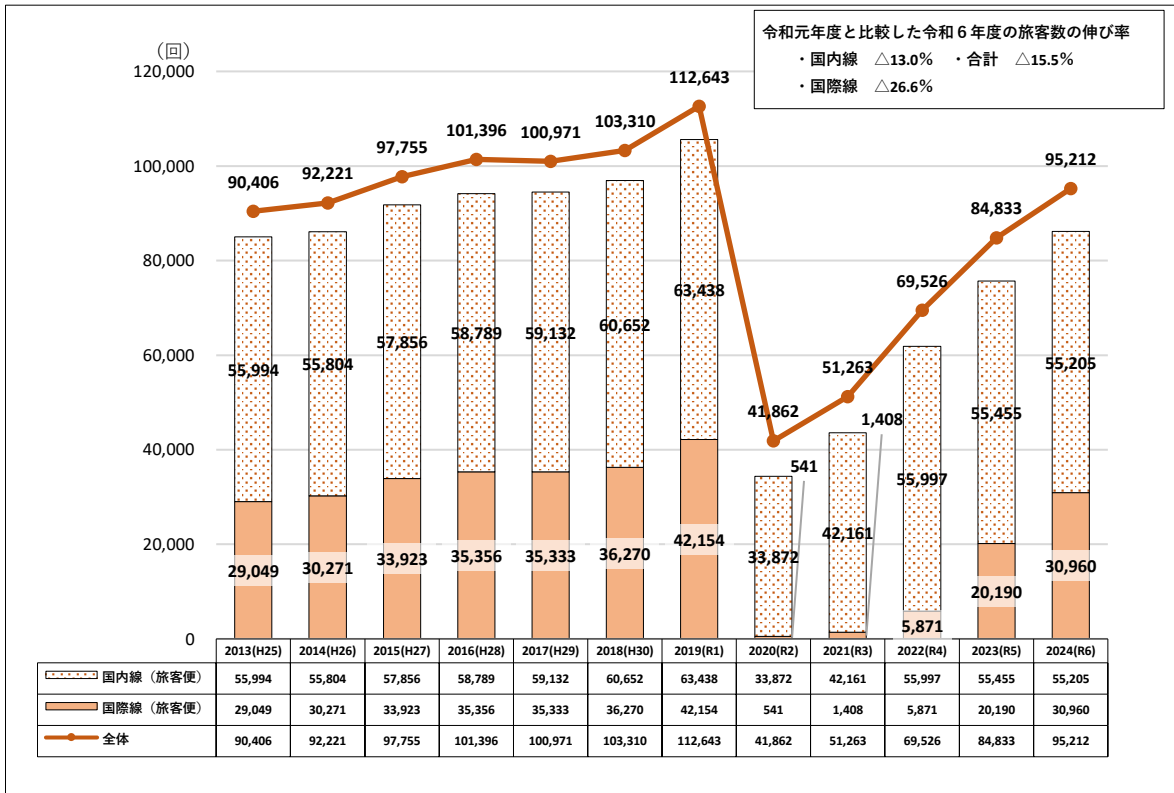


(注) 京都市の値は、調査手法の変更により、令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。

以下を基に作成。

- ・京都市「京都観光総合調査」
- ・福岡市「福岡市の観光・MICE（福岡市観光統計）」
- ・北九州市「北九州市観光動態調査」

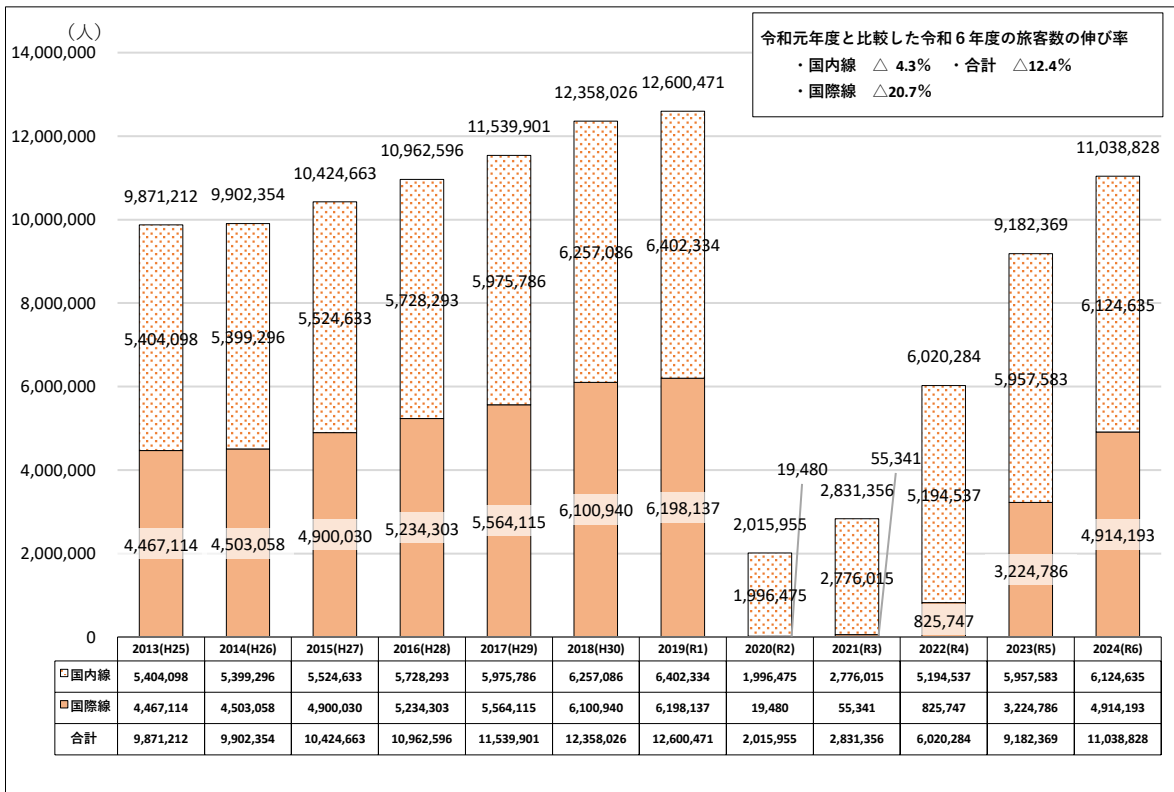
## 14 中部国際空港における航空機発着回数の推移



(注) 年度による集計である。

セントレアグループ「中部国際空港実績一覧」を基に作成。

## 15 中部国際空港における航空旅客数の推移



(注) 年度による集計である。

セントレアグループ「中部国際空港実績一覧」を基に作成。

## 16 他自治体における施行後の検討状況

### 1 東京都

導入時からの状況の変化	用途について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>訪日外国人旅行者数及び訪都外国人旅行者数は右肩上がりで増加。</u></li> <li>・ 外資系・高級リゾートホテルの都内進出により、高価格帯ホテルが増加。</li> <li>・ 東京都区部の宿泊料金は上昇傾向。</li> <li>・ 民泊の増加等、宿泊施設は多様化するなど、状況が変化。</li> <li>・ <u>観光振興に対する施策展開により、平成14年度は約19.3億円だった観光産業振興費は、令和元年度の時点で約150億円を超えている。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>東京都内における宿泊客は、海外客・国内客・都内客と様々で、その目的も観光・ビジネスなど多種多様であり、応益課税の考え方から、宿泊税の課税趣旨及び税収用途との関係で課税対象者等を整理する必要がある。</u>その際、都民が行っている租税負担についても考え方を整理すべき。</li> </ul>

令和5年10月26日東京都税制調査会「令和5年度東京都税制調査会報告」を基に作成。

### 2 大阪府

導入時からの状況の変化	用途について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令和5年には日本人・外国人ともに延べ宿泊者数がコロナ前を上回る水準まで回復。</u></li> <li>・ 宿泊者数に占める外国人の割合は増加傾向。</li> <li>・ 宿泊施設数は制度検討開始時から大幅に増加。</li> <li>・ <u>宿泊税充当事業の事業規模は概ね80億円程度が見込まれるため、その規模に見合う宿泊税の確保が必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光資源のさらなる磨き上げやコンテンツの充実を図り、大阪の魅力の一層効果的な情報発信を行うとともに、大阪・関西万博のレガシーを活かした国内外からの誘客施策や更なる受入環境整備の取組を実施していくことが望ましい。</li> <li>・ 受入環境整備に関する意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 観光客の増加に伴う社会問題への対応</li> <li>➢ 人手不足に対応するためのA Iの活用や観光人材育成への支援</li> <li>➢ 旅行者のシームレスな移動を支えるためのQR対応機器等の導入に関する支援</li> </ul> </li> <li>・ 魅力づくりや誘客促進に関する意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 旅行者が写真を撮りたくなるような景色の整備</li> <li>➢ 歴史・文化・芸術への支援</li> </ul> </li> <li>・ データマーケティングやM I C E誘致</li> </ul>

以下の資料を基に作成。

- ・ 令和6年4月24日大阪府「資料1 大阪の観光を取り巻く状況」（第1回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議資料）
- ・ 令和6年8月30日大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議宿泊税に係る制度の在り方等について 第一次答申」

### 3 京都市

導入時からの状況の変化	使途について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入当時の喫緊の課題のうち、「宿泊施設の不足」は解消。</li> <li>・ コロナ禍からの本格的な回復が進む中、「持続可能な観光」の実現に向けて、<u>公共交通機関の混雑をはじめとする観光課題対策の強化や、担い手の確保及び活躍の促進といった取組に係る行政需要が増加。</u></li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際トレンドを捉えた観光振興や景観保全など、京都が魅力的な都市であり続けるための取組の財源として安定的・継続的に活用されることを前提としつつ、現下の重要課題である混雑等の観光課題対策の強化をはじめとする<u>市民生活と観光の調和を図る取組の財源として、より一層の活用が図られるべき。</u></li> <li>・ <u>観光による市民生活向上の実感が得られる事業への宿泊税の更なる活用が図られるべき。</u>具体的には、公共交通をはじめとする都市における社会インフラの整備や、災害対策等の安心・安全な観光とまちづくりを支える事業などに積極的に活用すべき。</li> </ul>

以下の資料を基に作成。

- ・ 令和6年4月19日京都市「資料3 宿泊税制度の在り方の検討について」（第1回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会資料）
- ・ 令和6年11月京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会「「宿泊税の制度の在り方の検討について」答申

## 17 名古屋市パブリックコメント制度要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続（施策の立案に当たり、あらかじめ案を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）に関する制度を設けて、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

（対象）

第2条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、基本的な施策に関する計画、指針等の策定若しくは改正又は広く市民に適用される規制（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。以下同じ。）の制定若しくは改廃（以下「計画等の策定」と総称する。）を行おうとするときは、この要綱に従い、パブリックコメント手続を経るものとする。

（参考）名古屋市パブリックコメント制度要綱の運用の手引き（抜粋）

### 2 対象（第2条関係）

1・2（略）

3 第1項に規定する「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」は、市民に義務を課すものですが、地方自治法上の直接請求の対象から除かれていることに加え、計画等に対する賛否を問うことは本制度の趣旨に合致しないこと等を総合的に判断して、対象としないこととします。

4 本条に規定する対象外の計画等であっても、実施機関の判断で、本手続に準じた手続を実施することは差し支えありません。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、計画等の策定を行うことができる。

(1) 計画等の策定に当たって、意見聴取の手続が法令により定められている場合

(2) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等の策定を行おうとする場合

(3) 計画等の策定に当たって、実施機関が特に緊急性を要すると認める場合

(4) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(5) 計画等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合